

1. 議事日程

(平成18年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目)

平成18年9月13日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 認定第1号 平成17年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第4 諮問第3号 人権養護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 専決処分した事件の承認について
- 【平成18年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】
- 日程第6 議案第90号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第91号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第92号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第9 議案第93号 字の区域の変更について【長瀬川地区直会工区】
- 日程第10 議案第94号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例
- 日程第11 議案第95号 安芸高田市下水道事業債減債基金条例
- 日程第12 議案第96号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第13 議案第97号 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第98号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第99号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第100号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 1 7 議案第 101 号 平成 1 8 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 102 号 平成 1 8 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 103 号 平成 1 8 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 104 号 平成 1 8 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 105 号 平成 1 8 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算 (第
2 号)
- 日程第 2 2 議案第 106 号 安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
5 番	小 野 剛 世	6 番	川 角 一 郎
7 番	塚 本 近	8 番	赤 川 三 郎
9 番	松 村 ユ キ ミ	1 0 番	熊 高 昌 三
1 1 番	青 原 敏 治	1 2 番	金 行 哲 昭
1 3 番	杉 原 洋	1 4 番	入 本 和 男
1 5 番	山 本 三 郎	1 6 番	今 村 義 照
1 7 番	玉 川 祐 光	1 8 番	岡 田 正 信
1 9 番	渡 辺 義 則	2 0 番	亀 岡 等
2 1 番	藤 井 昌 之	2 2 番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 松村ユキミ 10番 熊高昌三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	穴戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治



午前10時00分 開会

○松浦議長 それでは時間が参りましたので、ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

○増本事務局長 議長。

○松浦議長 増本事務局長。

○増本事務局長 おはようございます。

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成18年7月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、ご了承ください。以上で、諸般の報告を終わります。

○松浦議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番 松村ユキミ君、10番 熊高昌三君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 青原敏治君の報告を求めます。

○青原委員長 議長。

○松浦議長 はい。

○青原委員長 平成18年第3回定例会の運営につきまして、去る8月21日及び9月6日に議会運営委員会を開き、次のとおり申し合わせをいたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から10月2日までの、20日間といたします。

議事の都合により、9月15日から9月18日まで、及び9月21

日から10月1日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定1件、諮問1件、承認1件、議案17件、計20件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号、及び議案第90号から議案第96号まで、及び議案第106号については、上程の後、提案理由の説明及び質疑を行い、それぞれ所管の常任委員会に付託することといたしました。その他諮問第3号、ほか10件についてはすべて付託を省略することといたしました。

一般質問の取り扱いについては、質問は届け出順とし、初日7人、2日目6人で、時間制限は設けず質問は3回までといたします。

次に請願が提出されておりますが、この件はお手元の請願文書のとおり、文教厚生常任委員会に付託されます。

なお、議案1件が最終日に提案される予定となっておりますが、上程後、産業建設常任委員会に付託されますこと、さらに総務企画常任委員会及び文教厚生常任委員会で審査されます意見書については、協議が整いましたら、発議として同じく最終日に上程しますこと、併せて申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は20日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 認定第1号 平成17年度安芸高田市水道事業決算 の認定について

○松浦議長

日程第3、認定第1号、平成17年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

本定例会の冒頭に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年度も、はや半年を経過いたしました。安芸高田市行政も、皆様のお力添えをいただきながら、現在、順調に各種事業を執行させていただいております。とりわけ、第2庁舎・総合文化保健福祉施設建設も当初の工程どおり進んでおり、基礎部分の大半が完成し、壁等の立ち上がり部分に取り掛かっているような状況でございます。今後とも、引き続き安全で無理のない工程管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、農畜産物処理加工施設についてでございますが、建設工事も

完了し、今月25日に竣工式が予定され、10月1日から安芸高田アグリフーズによる本格稼働が始まる運びになっております。本市の農業振興の一翼を担うものとして期待しているところでございます。

次に先般の災害でございました呉地区・江田島地区において発生した、大規模な断水事故におきましては、該当地域の皆さんが生活水に困窮し、また給水を受けるために大変な不便を被っておられる現状に鑑み、本市としても給水補助の応援体制を職員2人1組で6班編成をいたしまして、当地に派遣することといたしました。幸い各機関のご努力と支援によりまして、給水制限が早期に解除されたことを受け、8月31日から9月4日までの間で、延べ4回、8名の職員を派遣するに留まっております。自然災害の恐ろしさはもとより、今回のこの事故では、生活に直結するライフラインが事故に遭った場合の、市民生活に対する脅威を改めて認識したところでございます。本市におきましても、普段からの施設点検の徹底や、一旦事故が起こった場合の対応について、体制を整えておく必要があることを痛感した次第でございます。

議員の皆様におかれましても、様々な災害防止、予防対策につきましては、益々のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会へご提案を申し上げます案件は、認定1件、諮問1件、承認1件、及び議案17件でございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

続きまして認定第1号の提案説明を申し上げます。議案名が平成17年度、安芸高田市水道事業決算の認定についてでございます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、平成17年度、安芸高田市水道事業決算の認定をお願いするものでございます。

まず、収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入額2億9,321万1,761円、支出額が2億4,677万2,089円で、当年度の純利益は3,732万9,532円となりました。そのうち、減債積立金として500万円、建設改良積立金として3千万円をそれぞれ予定しております。

次に、資本的収入及び支出の決算額でございますが、収入額が3億4,403万3,500円、支出額4億4,624万1,272円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が1億220万7,772円で、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額911万140円、過年度分損益勘定留保資金577万4,623円、当年度分損益勘定留保資金6,716万6,344円、及び建設改良積立金2,015万6,665円で補てんするものでございます。

よろしく審議のうえ、認定をお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、本案に関し、監査委員の審査結果の報告を求めます。

- 上國監査委員
- 松浦議員
- 上國監査委員

監査委員 上國英登君。

議長。

はい。

失礼いたします。

平成17年度安芸高田市水道事業の決算審査につきまして、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月30日付で安芸高田市長から審査に付された、平成17年度安芸高田市水道事業の決算について、7月4日から8月11日までの間、田中監査委員とともに、安芸高田市監査委員監査基準に基づき審査を行いました。

審査は、決算及び付属書類の計数の正確性を確かめるとともに、関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを主眼として行いました。

また、事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するため、経営成績及び財政状態の分析、並びに経営環境が類似した団体との比較を行いました。

審査の結果、審査に付された決算及び付属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を明瞭に表示しているものと認めました。

なお、事業実績、予算執行の状況、経営成績及び財政状態などは、お手元に配付されております意見書に詳しく述べております。

次に、当年度末における水道料金の未収金は、1,269万1,555円で、そのうち平成4年度以降の過年度分が326万1,330円となっております。担当部署におかれましては、給水停止などの措置により、未収金の回収に努力されているところですが、債権の適正管理を図るため、回収に一層努力をされるとともに、時効が到来し、かつ、債務者の所在不明や死亡などにより、回収できる見込がないと認められるものについては、早期に整理することが必要と思われま

す。終わりに、水道事業においては、吉田給水区と甲田給水区の料金統一が大きな課題となっているようでございます。地方公営企業法では、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と定めております。

平成17年度から安芸高田市水道事業中期経営計画の策定に着手されておりますが、今後における水道事業の能率的な運営について十分検討され、公営企業としての健全性を維持すべく、適正な料金をもって、早期に統一されることを要望して、決算審査の報告を終わります。

- 松浦議長

以上で、審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○岡田議員  
○松浦議長  
○岡田議員

議長。

18番 岡田正信君。

監査報告で言われたように、吉田と甲田給水区の事業が違っていると、単価が違うということですが、これはこれで置いときまして、これは将来ですが、水道事業特別会計ですから、まだ未給水地域があれば、そういう事業があるかと思えます。これは健全にあって、剰余金が将来、たくさん出るようになった場合には料金を引き下げるか、あるいはその剰余金を一般会計に入れることができるのか、監査委員にお尋ねします。

○松浦議長

答弁を求めます。

監査委員 上國英登さん。

○上國監査委員

ただいまのお尋ねで現在未給水地域、特に美土里町横田については、水源の確保が大変困難にされておるところでございますが、そういった未給水地域解消されたのちに収益が出れば本会計へ繰入れることができるかという質問のようでございますが、監査委員といたしましては、そこまでの立場にないと存じますので、これは担当部局から答えていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

18番 岡田正信君。

○岡田議員

今の美土里地区の分は簡易水道事業ですから、この公営企業とは違うと思うんですが、その監査委員にお尋ねしたのは公営企業であっても、将来この剰余金というか、黒字がたくさん出た場合には料金を引き下げるか、あるいは引き下げん場合だったら一般会計の方に入れることが、監査上ではないんですが、そういう手法がとれるのかどうかいうのをお尋ねしたわけでございます。

○松浦議長

監査委員 上國英登さん、答弁を求めます。

○上國監査委員

監査委員という立場でなく、私個人としては利益が出る場合は受益者に公平な負担をしていただくということで、料金を下げるのが妥当ではないかというふうに思います。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

18番 岡田正信君。

○岡田議員

財政当局としてはそのそういう手法がとれるかどうか、お尋ねいたします。

○松浦議長

答弁を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

○金岡公営企業部長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今、上國監査委員さんの方からもご意見をいただきましたが、我々としても利益の状況にもよりますが、現状で申し上げますが、やはり公営企業の主旨を踏まえ、受益者に還元するという手法が妥当ではないかというふうに思っています。ただ、法的に可能かどうかということ



については、現在ちょっと確認をしておりますので、申しわけございません。

○松浦議長 他に質疑ございませんか。

[質疑なし]

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案は、所管の産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松浦議長 日程第4、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 諮問第3号、議案名、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するにあたりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。本年12月31日をもって任期満了となります八千代町の古屋田武委員の後任候補者として、引き続き古屋田武さんを推薦するものでございます。古屋田武さんは、平成3年から現在まで、人権擁護委員を務められ、三次人権擁護委員協議会副会長、広島県人権擁護委員連合会理事もされておられます。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただいております。人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものでございます。

よろしくご審議のうえ、適当なるご意見を賜われますようによろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しましては、委員会付託・質疑・討論を省略いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[異議なし]

○松浦議長 ご異議なしと認めます。

これより諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることにご異議ございませんか。

[異議なし]

○松浦議長　　ご異議なしと認めます。
よって本案は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第5号 専決処分した事件の承認について【平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】

○松浦議長　　日程第5、これより承認第5号、専決処分した事件の承認について、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長　　承認第5号、議案名、専決処分した事件の承認について、平成18年安芸高田市一般会計補正予算（第2号）でございます。本件は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）を専決処分したもので、同条第3項の規定に基づきまして報告し、議会の承認を求めるとでございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を、208億1,064万3千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金500万円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費500万円を追加するものでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○松浦議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

○新川総務部長　　議長。

○松浦議長　　総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長　　承認第5号の専決処分した事件の承認につきまして要点のご説明を申し上げます。

専決処分の内容につきましては、第2号に基づきまして実施させていただいたところでございます。内容の、今回の専決処分につきましては、八千代タウン開発株式会社の解散、清算に伴います資産に係ります、財産取得経費を専決処分により追加したものでございます。処分の年月日につきましては、平成18年の8月15日でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、18款の繰入金でございます。3項の基金繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金、繰入金につきましては財産取得費の財源といたしまして、500万円を計上いたすものでございます。続きまして、7ページでございますが、2款の総務費、12目の自治振興費の500万円を増額したもので、八千代タウン開発株式会社の解散、また、清算に伴います資産承継に係る財産取得経費を計上したもので

ございます。安芸高田市の継承する資産につきましては、鉄骨づくりの3階建の建物でございまして、面積部分につきましては1928.93平方メートル、共有面積部分につきましては528.27平方メートル。また合併処理浄化槽、植樹、シンボルタワー、看板等の構築物、また構内電話交換設備、コピー機、パソコン等の工具器具備品でございます。土地につきましては、1624.24平方メートルでございます。店舗入居者6名分の敷金631万1,200円でございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第5号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第90号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第6、議案第90号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての
件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

○松浦議長

はい。

○児玉市長

議案第90号、議案名が安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、安芸高田消防署北部分駐所開設に伴い、採用を予定しております救急補助員の報酬の額を定めるため、必要な条例改正を行うものでございます。

よろしく審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
本件は、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第91号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第92号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○松浦議長 日程第7、議案第91号、安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例の件及び日程第8、議案第92号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

○松浦議長 はい。

○児玉市長 議案第91号、議案名が安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例でございます。本案は、市が設置する保育所の設置及び管理について定めている、保育所条例の一部を改正するものでございます。この条例は、本年度、吉田に建設をいたします3歳未満児を対象にした保育所の設置及び管理について定めるもので、この保育所の名称を安芸高田市立みつや保育所と定め、その管理を指定管理者制度により行わせることができるよう改正するものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

次に、議案第92号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が先の国会において可決成立したことに伴いまして、安芸高田市乳幼児医療費支給条例をはじめ、関係する条例5件につきまして必要な事項を整理するため、それぞれの条例について、その一部を改正するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。以上でございます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

この件に関しては以前、文教厚生委員会でもいろいろ説明があったように思いますが、直接その時私も聞いておりませんで、資料を見せてもらったんで、その資料の中で何点かお聞きしたいと思います。

まず、定員がその中で説明があったように思いますが、その定員の根拠をまずお伺いしたいということ。それから指定管理の関係で市内のそういう関係者として限定をしていたと思いますが、そこらの考え方について2点をお伺いしたいと思います。

○松浦議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

保育所条例の一部改正でございますが、定員につきましては現在吉田保育所の方に0歳児からの関係者がプレハブに施設の老朽化等で対処するのがなかなか難しいというかたちで、新設をさせていただくという形で認識をさせていただいております。定員の根拠と言いましても、ちょっとお時間いただきますが自主的に今後の市内の全域の保育の関係の保育児の自宅の環境を見ますと、吉田町の方へ保育児が集中しているという現実がございます。そういった時点で、人数につきましては後ほどお答えしますが、そういったひとつの見方を考えての定数の制定という考えだろうと思います。

指定管理につきましては、原則的には市内の業者の方をお願いをすることが原則というように考えております。市内でまず業者が選定できない場合は市外の方をお願いをするという考えを原則的に持っておるところであります。

定員の関係につきましては、お時間いただきたいと思います。

○松浦議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時36分 休憩

午前 10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開いたします。

答弁を求めます。

廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

申しわけありません。この建設の計画時の定数の見込であります、その当時には0歳が9人、1歳が20人、2歳が30人で大方60名の児童がおられるということでありまして、先ほど申しましたように吉田の方へその保育児が集中するというかたちでのプラスアルファを

見て80名ということに認識をしております。

○松浦議長 他に質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員 定員の根拠については、現状とあるいは待機の方も多いうような、特に吉田の地域にはそういった状況があるというのを以前も聞かせていただきましたので、当然それに対応するというのは喫緊の課題だというふうに思いますし、そのために今回の事業がおきたと理解しておりますが、将来的なこと、あるいは周辺との調整、こういったことも含めてどんなふうにするのか、以前も聞きましたが具体的なお答えが聞けなかったような記憶があるんですが、そこらも含めて将来この吉田地域の今回の事業を行うことによって、すべての課題が解決するのかどうか、そういった見通しで今回の事業をやるのかというのを1点確認したいと思います。それと指定管理については原則市内ということですが、その該当する業者というんですかね、事業者、そういったものがどのくらいいるのかというのを、現状の状況を聞かせていただきたいと思います。

○松浦議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 定数の関係につきましては、将来的に今の現状で申しますと、少子高齢化というひとつの現状がございます。子育て支援というひとつの考え方もありますし、そういった時点でもこの保育所の施設を増設という観点での着手であったように考えております。将来的に見ますと、これが3歳児未満というかたちでありますから、親から離れてからの子どもを預かるというかたちであります。逆に言えば支援というかたちで見ませば、就業の機会を親の方に与えるというのもひとつの支援だろうと思いますが、今のその出生の伸び率から見たら大体このぐらいで当分の間は免れるようには考えております。

指定管理の業者さんであります。大体市内には4者程度の見込をたてております。今から事業説明等も行いますけども、この4者の方にいずれかをお願いできたらというかたちですが、これに条件が満たさない場合はやむを得ず市外という考えも持っております。

○松浦議長 他に質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本2件は、所管の文教厚生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第93号 字の区域の変更について【長瀬川地区直会工区】

日程第10 議案第94号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例

日程第11 議案第95号 安芸高田市下水道事業債減債基金条例

○松浦議長 日程第9、議案第93号、字の区域の変更について、長瀬川地区直

会工区の件から、日程第11、議案第95号、安芸高田市下水道事業債減債基金条例の件まで3件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第93号、字の区域の変更について、長瀬川地区直会工区の議案でございます。本案は、安芸高田市高宮町において、県営ほ場整備事業、長瀬川地区として実施してまいりました直会工区において、本年度の換地計画を作成するに伴いまして字界を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に議案第94号、議案名が安芸高田市営若者定住促進住宅条例でございます。本案は、市の過疎地域活性化対策として、若者等の人口の増加及び定住化を推進するために整備する若者定住促進住宅の設置及び管理に関して、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。なお、本年度から高宮町の川根地区に建設を進めております住宅整備事業も、この条例により設置及び管理するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議案第95号、安芸高田市下水道事業債減債基金条例でございます。本案は、本年度、農業集落排水事業における補助金制度の変更に伴い、県から補助金に替えて交付される交付金を、下水道事業債の償還金に充てる減債基金に積み立てるため、必要な事項を定める基金条例を新たに制定するものでございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これを持って質疑を終結いたします。

本3件は所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第96号 消防組織法の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○松浦議長

日程第12、議案第96号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第96号、議案名が消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。本案は、消防組織法の一部が改正されたことに伴いまして、安芸高田市消防本部及び消防署の設置等に関す

る条例をはじめ、関係する条例4件につきまして必要な事項を整理するため、それぞれの条例について、その一部を改正するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
本件は、所管の総務企画常任委員会に付託をいたします。  
お諮りします。  
この際、11時5分まで休憩をとりたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前 10時50分 休憩

午前 11時 5分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第97号 平成18年度安芸高田市一般会計  
補正予算(第3号)

○松浦議長 それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第13、議案第97号、平成18年度安芸高田市一般会計補正  
予算(第3号)の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第97号、議案名が平成18年度安芸高田市一般会計補正予算  
(第3号)でございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳  
入歳出それぞれ、8億158万7千円を追加し、予算の総額を216  
億1,233万円とするものでございます。歳入につきましては、地  
方交付税2億5,077万円、分担金及び負担金868万円、国庫支  
出金4,000万6千円、県支出金4,437万円、寄附金2,00  
0万円、繰入金592万円、諸収入が1,526万1千円、市債4億  
2,890万円をそれぞれ追加し、地方特例交付金1,232万円を  
減額するものでございます。歳出につきましては、総務費が1億2,  
214万9千円、民生費が4,515万6千円、衛生費が2億3,7  
16万1千円、農林水産業費7,964万2千円、商工費524万3  
千円、土木費が1億6,149万円、消防費1,545万円、教育費  
1,210万8千円、災害復旧費1億2,318万8千円をそれぞれ  
追加するものでございます。また、地方債の補正につきましては、そ  
の借り入れ限度額を37億3,390万円と定めるものでございます。  
よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。



- 新川総務部長
- 松浦議長
- 新川総務部長

この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
議長。

総務部長 新川文雄君。

それでは議案第97号におけます、一般会計の補正予算の要点のご説明をさせていただきます。まず初めに、皆さんのお手元に配布させていただいております、平成18年安芸高田市議会9月定例会におきます補正予算議案説明資料に基づきまして概要のご説明をさせていただきますと思っております。

1ページをお開きいただきたく思っております。その会計別予算の状況でございますが、一般会計の補正額につきましては、8億158万7千円を計上いたしております。補正後の累計額といたしましては、216億1,223万円となりまして、前年同期と比べますと、92.9%で、昨年度より7.1%の減となっております。このたびの一般会計の他、8特別会計の補正も計上しております。

次に一般会計の補正の主なる内容でございますが、2ページをお開きいただきたく思っております。補正額については8億158万7千円のうち、9款の地方特例交付金1,232万円の減額、また10款の地方交付税2億5,077万円、21款の地方債の補正額4億2,890万円、臨時財政対策債、また減税補填債1,090万円は、用途を特定されない一般財源でございます。残りの補正額の5億5,223万7千円は、それぞれ目的別に用途が特定された特定財源を計上いたしております。10款の地方交付税につきましては、普通交付税の算定額の確定によりまして、当初予算編成時には、前年度交付比で3.7%の減をこのたび見込んでおりましたが、本算定の結果0.7%の減となったわけでありまして、全国の市町村平均におきましては、4.9%の減、広島県におきましては市町村の平均は、8.4%の減少となっております。市内の沿岸部の都市では、減少幅が非常に大きく、逆に中山間地域、また三次におきましては1.8%、また庄原におきましては、0.3%ということで増加になっておるものでございます。本市におきます減少幅が少ない原因につきましては、基準財政需要額と言いまして公債費に係る交付税措置、有利な地債を借りて、交付税措置という考え方の中で借り入れた額が昨年度と比べまして、1億円余り増加しております。また、基準財政収入額におきましては、税収が都市部と比較いたしまして、法人税収等の伸びが少ないことが主な要因であろうかと思っております。また、地方債の補正につきましては、本年度から起債の発行制度が、国県の許可制から協議制に変更されております。従前の事業費が確定するまで年度末の3月に起債の許可申請を行っておりましたが、制度の変更によりまして、9月に第1次の起債の発行の協議を行います。特別会計の上下水道に係ります起債を一部過疎債に振り替え、交付税措置になります元利償還が交付されます過疎債を適用したいと考えております。このたびの特別会計に

係ります、過疎債振り替えの補正額につきましては、2ページの一番最後の市債の主な増減要因の所に掲げておりますが、3億6,890万円を計上いたしております。この財源を特別会計に過疎債を借りて、繰入を出すものでございます。

次に3ページでございますが、歳出の方でございます。この歳出につきましては、使用につきまして事項別明細によりまして、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思います。一般会計歳出補正予算の性質別の経費を款、項別に掲げております。このたびの補正につきましては、人件費が307万2千円、扶助費が173万9千円、物件費が6,350万7千円、維持補修費が5,610万8千円、補助費等が3,357万1千円、積立金が3,423万6千円、繰出金が3億9,765万9千円、災害復旧事業費が1億2,318万8千円、普通建設事業費が8,850万7千円の増額となっております。性質別経費の概要につきましては、下段に掲げております補正内容の内訳でございます。

6ページをお願いいたします。6ページ、7ページにおきましては、補正の内容を性質別に計上をさせていただいた内容でございます。9ページまでの資料につきましても、内容を分析させていただいたものでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

続きまして、一般会計補正予算の要点のご説明をさせていただきます。補正予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、先ほど総括的な内容の中でもご説明をさせていただきましたが、まず9款の地方特例交付金、1,232万円を減額するものでございます。地方特例交付金につきましては、減税補てんの特例交付金が、地方税の恒久的な減税に伴う減収額の一部を補てんする措置でございます。児童手当の特例交付金が児童手当制度の改正に伴いまして、財源補填として国から交付されるものでございます。当初予算編成につきましては15.8%の減を見込んでおりましたが、このたびの前年度交付に対して26.9%の減額になったものでございます。

続きまして、普通交付税でございます。2億5,077万円の増額につきましては、このたびの交付税の交付額につきましては、全体的には82億8,077万円で、前年度の確定額と比較いたしましては、0.7%の減額でございます。交付額は6,022万7千円の減少となっております。

続きまして12款の分担金、負担金でございますが、この項目につきましては災害復旧費に伴います受益負担分の額を計上いたしておるものでございます。

9ページをお願いします。9ページにつきましては、民生費の負担金の200万円の増額につきましては、保育所入所児童の増によりま

す保育所保護者負担金の増額によるものでございます。

続きまして14の国庫補助等につきましても、災害復旧費14款、民生費の国庫補助金118万1千円の増額につきましては、10月から施行されます障害者自立支援法関係に伴います、歳入予算の調整でございます。衛生費の国庫負担金につきましては、214万2千円の増額につきましては、個人設置の小型合併処理浄化槽の整備に伴います、15基分の追加に伴います国庫補助金の増額でございます。

10ページお願いいたします。10ページの民生費委託、200万円の増額ですが、この関係につきましては国民年金の事務・電算システム開発経費に係ります委託経費を計上いたしております。

続きまして15款の県支出金でございます。民生費の県補助金の、25万1千円の減額につきましては、説明欄にも掲げておりますように、老人医療費の増に伴いまして、公費負担事業補助金を26万4千円増額いたしまして、国庫補助金の項で申し上げました、本年10月から施行されます障害者自立支援法関係の歳入予算を調整するものでございます。また、保育所入所児童の増に伴いまして、保育事業補助金が66万円の増額を追加するものでございます。3目につきましては衛生費県補助金、150万円の増額でございますが、先ほど国費の中で説明しましたように、小型合併処理浄化槽整備補助金、15基分に伴います県の補助金の増でございます。4目の農林水産業費県補助金等につきましては、中山間の直接支払、また甲田町深瀬地区ほ場整備計画書策定経費に充当します、基盤整備促進事業の435万6千円の増が主なものでございます。5目の災害復旧費につきましては、今回の災害復旧費の県費の補助を計上いたしております。7目の商工費の補助金ですが、備考欄に掲げておりますロングスティ型の観光促進事業の補助金を、171万4千円計上いたしております。

11ページお願いいたします。次に3項の委託金でございます。委託金の民生費の委託金でございますが、身体障害児に伴います実態調査に係る委託金を新たに計上するものでございます。6目の教育費の委託金31万8千円につきましては、子どもと親の相談員の活用調査研究事業に係ります委託金を、新たに計上をさせていただいております。17款の寄附金、2千万円の増額でございます。この増額につきましては、旧美土里町の元本郷小学校跡地整備事業につきまして当初3千万円の事業の予定をいたしておりましたが、地元振興会等の事業等調整要望の内容によりまして、このたび2千万円を追加したことから、地元振興会からこの2千万円の増額の財源としてコミュニティ施設整備指定寄附として受けるものでございます。18款の繰入金でございますが、基金繰入金といたしまして、9目の神楽門前湯治村の基金から592万円の増につきましては、災害復旧等に伴いました調整池復旧に充当させていただきたいと思っております。

続きまして12ページでございます。20款の諸収入、また5項の

雑入等でございますが、管財課関係の雑入1, 302万6千円は、落雷、積雪被害によりますもので吉田保育所のテレビ破損、美土里家畜集合屋根の補修、ほととぎす遊園、たかみや湯の森、神楽門前湯治村の公共施設修繕費に係ります災害共済費をここに計上させていただいたものでございます。保険加入をいたした関係上、そうした災害に遭った時に公共施設に伴いました災害共済金を充当させていただいたものでございます。21款の市債でございますが、総務費関係につきましては、1, 420万円の増額につきましては、事業実施計画をさせていただいております、地域情報化推進事業・無線アクセス整備事業費の増額に伴います起債を増額するものでございます。また、6目の消防債、580万円の増額につきましては、消防署北部分駐所の整備費増額に伴います財源の増額をさせていただいております。8目の特別会計の繰出債でございますが、3億6, 570万の増額につきましては、甲田町の高地長屋地区におきます事業費の調整に係ります、簡易水道事業に係る辺地債を320万円減額させていただきまして、上下水道事業に充当する3億6, 890万円を一般会計で借り入れて、過疎債に振り替えてこれを充当したいというように考えております。9目の臨時財政対策債、2, 040万円の増額につきましては減税補填債分、10目の減税補填債につきましては950万円の減額を実施するものでございます。これは先ほどご説明をさせていただきました起債の第1次の配分協議によります確定起債になるものでございます。11款の災害復旧債でございますが、3, 230万円の増額をし、起債災害復旧費に充当する起債を計上するものでございます。

続きまして13ページでございます。13ページからは歳出の内容でございますが、まず2款の総務費の総務管理費で、一般管理費の1, 217万4千円の増額でございますが、一般管理費の1, 164万3千円の増額につきましては、市の例規集の追録加除費を332万円の増額、また、個人情報保護研修講師派遣委託を15万8千円、今回の給与のシステムを今回電算管理システムの構築をするために、816万5千円をそれぞれ追加させていただくものでございます。

続きまして行政改革等推進費で、53万1千円でございますが、現在行政改革懇話会の補助金審査検討委員会等も追加で開催をさせていただいております。そういう関係で5名分の委員報酬48万2千円と費用弁償4万9千円を追加するものでございます。5目の財産管理費でございますが、1, 673万8千円の主たるものにつきましては、美土里町の道の駅の土地登記委託の未処理分がまだ残っており関係で、その財源として50万、庁舎管理費といたしましては、向原地区におきます空調整備が250万等でございます。また、基幹集会所の管理費、1, 303万3千円につきましては、新築2カ所の市の単独の補助金制度と、改築の5カ所をそれぞれ地域の集会所の整備補助金として計上をいたすものでございます。6目の基金管理費の3, 423万

6千円の増額につきましては、財政調整基金の方に基金として積立をするものでございます。7目の企画費でございます。100万の増額につきましては、8月までの予約乗合タクシーの試行運行を3月末まで延長させていただくものでございます。10目の諸費、58万円の増額につきましては、防犯灯の補助金、また18万円につきましては、防犯協会から青色防犯パトロール導入をさせていただき関係で、防犯協会への運行維持負担金を40万円を増額するものでございます。11目の行政情報処理費の1,725万6千円でございますが、備考欄にも掲げさせていただきますように、ネットワークといたしまして196万5千円につきましては、消防署の北部分駐所に情報系のネットワークとして、光ケーブルの施設工事を計上するものでございます。また、地域情報化の推進費につきましては、1,529万1千円につきましては、無線アクセス整備事業として事業を計上するものでございます。それと整備費の工事費の中で、主たるものにつきましては、中継局等の増設によりまして1,500万円の整備工事費を追加をさせていただいておるところでございます。12目の自治振興費、3,725万2千円の増額でございますが、まちづくり委員会費の63万円を増額。続きまして14ページでございますが、地域振興支援費といたしまして、2千万円の旧美土里町の先ほどご説明いたしました小学校跡地整備事業として、充当をさせていただきたいということでございます。外郭団体補助金でございますが、1,662万2千円でございますが、神楽湯治村の調整池法面崩壊復旧事業費592万円、これは先ほど歳入の方で基金の充当をさせていただいております。また、八千代町のフォルテ施設の取得に伴います共有部分の電気配線工事が170万円、また、たかみや湯の森の落雷被害、修繕が81万6千円、湯治村落雷被害の電気給水設備が818万6千円を計上をそれぞれするものでございます。地籍調査につきましては、事務費の予算の組替えでございます。2項の徴税費でございますが、52万7千円の増額につきましては、審査申し出等の固定資産評価審査委員会委員報酬、また11万2千円、また高宮支所職員の病気休暇に伴いまして賃金を計上をさせていただいております。

15ページをお願いいたします。3項の戸籍住民基本台帳の関係でございますが、166万6千円を計上させていただいておりますが、本庁職員の産休代替に伴います54万6千円と、高宮支所におきます病気休暇等に伴います7ヵ月分の人的業務委託費ということで、112万円を計上させていただいております。6項の監査委員費でございますが、産休代替に伴います6ヵ月分を計上させていただいております。3款の民生費でございますが、それぞれ1項から社会福祉費でございますが、制度改正によります制度出産育児一時金等の改正に伴いまして、国保会計へ繰り出す追加の予算でございます。2目の障害者福祉費、1,053万7千円につきましては、障害者自立支援法施行

に伴いました事務補助金賃金、また身体障害児等実態調査謝礼、障害認定調査会資料作成等でございます。

16ページをお願いいたします。同様、障害者のそうした認定作業に伴います医師の意見の手数料が76万、委託料といたしましては、355万5千円につきましては、障害者施設の活性化の支援事業の事業費、また、障害者福祉計画策定委託費等でございます。20の扶助費でございますが、障害者のグループホーム事業の居宅支援扶助でございます。23節の償還金利子及び割引料、396万4千円でございますが、身体障害者に係ります福祉関係の前年度の国県補助金の精算の返納金でございます。4目の国民年金でございますが、補正額につきましては電算システム開発費用を計上いたすものでございます。5目の社会福祉医療公費負担事業につきましては、老人医療費の増ということでございます。6目の人権推進、また消費生活等の研修の旅費の増を計上させていただいております。9目の94万円につきましては、ふれあいプラザ向原の敷地の復旧工事費を計上させていただいております。続きまして、保育所の2,830万5千円でございますが、保育所修繕料が255万2千円、また消耗品費等13万1千円等、計上させていただいております。

17ページでございますが、委託料の2,530万円でございます。ふなさ保育所の害虫防除委託といたしまして30万円、また保育所入所の児童の増、職員の産休代替、また重度障害児入所に伴いまして加配措置を行っております。そういう状況でこの人的業務委託の2,500万円の増額を計上させていただいております。備品につきましては、テレビ等の購入でございます。4款の衛生費でございますが、保健衛生の35万円につきましては、健康増進計画の策定に伴います委員の報酬また、健康づくりにつきましては、予防接種法に伴います、電算の管理システムの使用変更の委託をするものでございます。3目の保健センターにつきましては、3万8千円の増額でございますが、これは向原の保健センターの土地の借上げ料の増でございます。固定資産税の評価替えに伴いました、土地の借り上げの増分をさせていただいております。

18ページお願いします。4目の衛生費でございますが、2億3,531万2千円の増額でございますが、主たるものにつきましては、19節の負担金1,078万円につきましては、小型合併処理浄化槽の15基分の1,008万円と、また、水道・井戸整備補助金として、70万円を計上いたしとるものでございます。28節の繰出金でございますが、2億2,453万2千円の繰出しの関係につきましては、上下水道事業に伴います一部過疎債振り替え分とですね、簡易水道事業管理費の追加により、簡易水道事業特別会計繰出金1億7,741万9千円、浄化槽整備事業特別会計繰出金の備考欄に掲げておりますように、4,711万3千円をそれぞれ増額するものでございます。

5目の診療所費でございます。51万6千円の増額につきましては、需用費の減額、従前、この診療等の支払いにつきまして、川根診療所の医薬材料購入費等それぞれ需用費から支出をいたしておりました。他の診療所の方式に統一するという事で今回、全体の一括委託契約をさせていただきたいということで、委託料の方から支出に組み替えるものでございます。美土里の歯科診療所につきましては、診療所のエアコン等も整備を行うものでございます。また6目の火葬場につきましては、それぞれの火葬場の修繕を行うものでございます。続きまして6目の農林水産業費でございます。4,226万円につきましては、主たるものにつきましては、過疎債の振り替え分、また、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

19ページでございますが、3目の集落営農推進費でございます。1,054万円の増額につきましては、主たる事業等につきましては、19節、負担金補助の900万円、農機具導入の補助金を増額することでございます。23の134万円の償還金でございますが、過年度の県の中山間地域交付金の精算の返納金でございます。4目の農業支援費でございますが、454万8千円につきましては、レインボーファームの浄化槽の整備、また、四季の里の動力の修繕、またイノシシ等の有害防護柵の設置補助金、350万円の増額をするものでございます。畜産振興の245万円の増額は、主たるものにつきましては、美土里町の堆肥センターの屋根の修繕を行うものでございます。6目の農村整備1,685万2千円の増額につきましては、そこに掲げておりますように11節の需用費関係につきましては、55万1千円につきましては、簸の川灌排の水利施設中央監視装置の修繕が50万円、また甲田町の上庄公園の照明器具の修繕料が5万1千円でございます。13節の委託料の1,482万円の減額につきましては、ほ場整備事業の川根地区の鳥獣防止柵の委託工事を減額させていただいて、橋梁の工事費へ組替をいたすものでございます。19節の負担金につきましては、1,100万円につきましては、農業用施設の整備費の補助金650万円、7月の梅雨前線に伴います農業用施設災害補助金、450万円を増額するものでございます。

20ページをお願いいたします。22節でございますが、46万1千円につきましては、甲田町の法恩地工区の換地精算金でございます。2項の林業費でございますが、12万4千円の増額につきましては、広島県立中央森林公園で開催されます第30回全国育樹祭が開催されますが、それに伴います事業負担金でございます。4目の林道整備事業費でございますが、223万円の増額でございますが、林道に伴います新設の土砂の除去、また、林道除草委託が主たるものでございます。

21ページにまいりまして、水産業費でございますが、これは長瀬養魚場屋根の積雪に伴いますポンプの修理でございます。7款の商工

費でございますが、100万9千円の増額につきましては、向原の地場産業振興センター空調機等の修繕が主たるものでございます。3目の観光費でございますが、423万4千円の増額につきましては、主たるものは八千代の11節の需用費でございますが、いこいの森のキャンプ場の屋根の修理、また、ほととぎす遊園の浄化槽の整備が主たるものでございます。15の節の工事請負費293万5千円でございますが、雪害によりますほととぎす遊園の屋根の補修が156万5千円、また郡山公園の参道の階段整備等の工事が137万円を計上するものでございます。続きまして8款の土木費でございますが、道路橋梁総務費につきましては、100万円の減額につきまして、総務費等の関係で一般職員の人件費を100万円、減額をさせていただいております。

22ページにまいりまして、道路維持費でございますが、3,339万円につきましては、市道に伴います道路維持ということで、今回それぞれ必要額に応じて増額をさせていただいております。3目の道路新設改良でございますが、これは組替を行っております工事委託料から工事請負費の方に費目をさせていただいております。4項の都市計画費でございます公共下水道に対して、1億2,910万円の増額につきましては、先ほど歳入で申し上げました下水道事業の一部過疎債振り替えに伴いまして、繰出しをさせていただくものでございます。

23ページでございますが、住宅費につきましては、住宅の管理の審議等に伴いまして、委託料を減額し報酬等に組替をするものでございます。9款の消防費でございますが、常備消防費におきまして、1,283万5千円の増額でございます。説明欄の中に掲げておりますように、常備消防費として590万5千円につきましては、北部分駐所の非常勤職員の4名分の1月から3ヵ月分の報酬240万円、救急補助員の消防学校の入校の負担等が主なるものでございます。また、分駐所の整備事業といたしまして、693万円の増額につきましては、それぞれ分駐所の改築工事に必要な予算でございます。消防施設でございますが、142万6千円の増額につきましては、防災無線の修繕、また防火水槽の設計委託、また用地の分割測量委託費が主たるものでございます。4目の災害対策費でございますが、118万9千円の増額いたしておりますが、災害用のチェーンソー等の購入、また避難用の毛布等も購入をさせていただきたいということでございます。

24ページでございます。10款の教育費でございます。事務局費といたしまして52万8千円の増額でございますが、給食の検討委員会の委託費から謝礼組み替えて、29万1千円の増額であります。また、12節の役務費はアンケート調査等の郵送料の手数料の増額をさせていただくものでございます。その他につきましては維持補修の財源等でございます。2項の小学校費でございますが、146万2千円



でございますが、それぞれ事業実施をする形の中で、予算調整をさせていただきとるものでございます。続きまして中学校3校の中学校費でございますが、中学校費におきましてもそれぞれの節の調整をさせていただいたところでございます。

26ページでございますが、幼稚園費でございますが、この事業につきましても、財源組替を行ったところでございます。

続きまして27ページでございます。5項の社会教育費の関係につきましては、115万円の予算額の増額でございますが、それぞれそこに掲げております。主たるものにつきましては、工事請負費の100万円の文化創造センターの照明設備が主たる工事でございます。続きまして7目の文化芸術振興費でございますが、125万5千円の増額につきましては、向原支所におきます向原市民ギャラリーの展示等に伴います関係経費をそこに計上させていただきとるものでございます。8目の文化財保護費でございます。郡山城の日本100選の選ばれた関係で記念碑と史跡案内看板の整備工事費を計上させていただいております。続きまして6項の保健体育費でございますが、512万円の計上でございます。1目57万円の増額につきましては、保健体育総務費につきましては、八千代中央グラウンドの修繕工事等でございます。給食費につきましては、修繕の費用をそこへ計上をさせていただいております。

28ページでございますが、災害復旧費の項目でございます。まず、農地災害復旧費2,517万2千円の増額につきましては、及びまた、2目の農業用施設災害復旧費の4,351万6千円の増額につきましては、7月の災害に伴います11件の農地災害、また6件の農業用施設災害復旧費を計上いたすものでございます。

29ページでございますが、2項の土木施設災害復旧費でございます。土木施設の災害復旧費5,450万円増額につきましても、同様梅雨前線の災害、道路5カ所、河川7カ所の災害復旧事業費を計上いたすものでございます。

以上で歳出の方の要点の説明を終わりました、5ページに戻っていただきたいと思っております。第2表の地方債の補正でございますが、歳出の方で先ほどご説明させていただきましたように、それぞれ起債の財源として、事業を実施いたします関係で、総務事業債といたしまして1,420万円増額して15億3,610万円に、また消防事業債といたしまして580万円増額して1億6,330万円、特別会計繰出債として3億6,570万円を増額いたしまして4億530万円、臨時財政対策債2,040万円を増額させていただき7億4,310万円、減税補填債950万円を減額させていただき、3,050万円、災害復旧事業債3,230万円を追加させていただき、補正後の借入限度額を37億3,390万円とするものでございます。

以上で要点のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。  
お諮りします。  
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

○青原議員

議長。

○松浦議長

11番 青原敏治君。

○青原議員

11番、青原です。13ページの歳出についての。総務一般管理費の中で、給料のシステム化にするということで800何万の支出があるんですが、なぜ今この時期にこういうことをせにゃいけんのんかというのがひとつ疑問にあるんですね。お金がないない言いながらこれはやらにゃいけんのんじゃということを平気でこの予算の中で出してこられるということは、よっぽどのあるから出してこられたんだなということがあるんですが、こういう給与の電算化云々については4月とか来年度の3月で出すのが私は妥当じゃなかろうかという思いがするんですが、今人員が、職員さんがかなりの人数がおるなかでなんで電算化せにゃいけんのんかと。システムを変えにゃいけんのんかということが疑問に思われるんですね。今までどおりで支障がないのであれば、これだけの費用をかけることなく今までどおりで辛抱していただいて、人数もかなりおられると思うんで、できるんじゃないかなという思いがするんですが、そこらあたりの考え方を少し聞きたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

○高杉総務課長

13ページの総務一般管理費の給与に対するご質疑でございます。

○青原議員

議長、聞こえんのですがね。

○高杉総務課長

今年の昨年の人事院勧告等によりまして、給与表そのものが大幅に改正になりました。その関係で、その給与につきましては電算処理をしている関係で電算処理の改修に係る経費を、このたび816万5千円計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○青原議員

議長。

○松浦議長

11番 青原敏治君。

○青原議員

今のは回答になってないと思うんですね。この給与改定というのは今回初めてあったわけじゃないわけですね。そのたびにこの経費がいりよったんかどうか私は疑問に思うんですが、ただこの時期にそういう話を出すのはどうかというのをお尋ねしとるんですが、そこらの回答はいただけないのでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

○新川総務部長

議長。

○松浦議長

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

給与システムの改良費に伴います委託業務費の関係でございます。ご承知いただいておりますように、本年4月スタートの中で、昇級月におきましては、4月の昇級月、また7月、10月、1月という状況にあるわけですが、全体的な形の中でシステムというのを構築しなくてはなりません。今までの給与の号級なり、給与表自体が全体的な形の中で変わった部分と昇級月の変更と同時に、今後においては現状の給与見直しの4.7%人勧給与で下がったわけです。その下がったかたちのものを置き換えた作業が必要です。昇級月に。その時点から次の昇級まで上がらなくなりますので、その精査事務というのが今回の給与システムという改正をさせていただいたわけでございますので、職員のこのたびの人事院勧告によって4.7%のカットの必要性という中で昇級月にこれを整理させていただくということで、計上をさせていただいたわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

9番 松村ユキミさん。

○松村議員

県補助金についてお伺いします。10ページなんですが、商工費県補助金の171万4千円、ロングスティ型の観光促進事業ということになっておるんですが、ちょっとその中身を説明いただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは商工費県補助金の171万4千円の内容でございます。説明の方ではロングスティ型観光促進事業県補助金ということでございます。このロングスティ型観光促進事業と言いますのは、今年度、新年度に入りまして県の方が人口の減少化の中で、将来の定住、あるいは兼居という、兼ねて住むということについて交流人口を拡大するなかで、そういった方向に持っていきたいということの取り組みの事業でございます。ご存じのように団塊の世代を対象とした長期滞在型の観光プランをつくりまして、確か5月頃だったかと思いますが、県内応募した市・町の中から7市・町の提案が採択をされて現在実施をしておるといってございまして、内容的には今回171万4千円の補助金を受け入れております。これが新年度になりまして事業が動きだ

し、6月の末に本市の方も事業申請をさせていただき、7月の3日に交付の決定を受けたというような事務の流れの中で、今回歳入にあたります171万4千円を、計上をさせて補正をさせていただいたということでございます。この事業につきましては、事業主体は広島県が中心になって、事業の実施主体の方が安芸高田市と受け入れをしていただきます美土里町の桑田の庄、湯治村、美土里町観光協会、この4者が実施主体ということで取り組みをする事業でございます。現在、募集をかけておりますが主には大阪を中心とした関西地方をターゲットとして現在応募をかけております。現在のところ2組。ちょっと人数の方が把握できていませんが、2組の申込みが現在あるようでございます。定員の人数は30名ということで、予定をさせていただいております。3泊4日の中で農業体験をするコースもございます。それから郷土芸能であります神楽等の鑑賞、あるいは市内の名所地を巡る観光コースもこの中に含まれております。こういった事業に取り組むなかで、定住、あるいは交流の人口の拡大につながればということで、新しい事業であります、取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長 他に質疑ありませんか。

12番 金行哲昭君。

○金行議員 12番、金行。19ページの負担金の補助で900万ですか、農機具等々のということで、ちょっとお聞きしたんですが、内容をもう少し説明していただきたいということと、もう1点、全体的にですが総務部長が説明した中で職員の長期病休か何かの分で、2カ所くらい補正を組んだところがございましたよね。総務部長、ありましたよね。そこらをどういうことか。2点ご説明を。

○松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

まず、産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長 集落営農推進費の中の19、負担金補助交付金の900万円の内容でございます。これは市が農業振興の柱としております担い手の育成のひとつの取り組みの中で、単市の制度として担い手育成のための基盤の整備を一部を市から助成をしていこうということで、合併当初から3カ年で、一応18年度、今年度で制度的には終了するものでございますが、このたびの補正を上げておるところでございます。具体的には3ヘクタール、あるいは5ヘクタールの経営農家の皆さんに農業地の集積促進のひとつとして助成をするものでございます。主に農機具でありますと、田植機、コンバイン、それから乾燥調整に係ります施設、乾燥機といった部類の整備をされる農家の皆さんに、その一部を助成するという内容のものでございます。

よろしく願いいたします。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

- 新川総務部長 歳出関係の14ページの関係になろうかと思えます。このたびの窓口業務に伴います状況の中で、高宮支所職員の窓口の職員で1名、女性の職員でございますが、靱帯を切ったという状況の中でそういう措置を休むということでございますので、人的業務との兼ね合いをとらせていただいて、措置をさしていただいておりますのでございます。
- 以上でございます。
- 松浦議長 他に質疑ありませんか。
- 13番 杉原洋君。
- 杉原議員 はい、13番。先ほどの12番議員の質疑に関連をすることを尋ねてみます。今回上げてきておられるのが920万、営農支援事業へ上げてきておられますなかで、当初720万上げておられますよね。ええ傾向じゃありますが、当初の見込というのはどうだったんか。されるんが悪いんかあ言うんじゃないんですよ。補正の多いことについて、その経緯というものはどがだったんか、お尋ねします。
- それと13ページの財産管理費の中で基幹集落、基幹集会所の管理費がありますね。その説明聞くのに新築が2棟に改築が5カ所ということがありますが、差し支えなかったら、ところですね。地域というのをお示し願いたいと思えます。
- 松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
- 産業振興部長 清水盤君。
- 清水産業振興部長 900万の負担金補助交付金の今回の900万の補正について、当初計上額についてのお尋ねでございます。当初はこの地域営農支援費の補助事業につきましては、当初予算額720万でスタートさせていただいております。先ほど申し上げましたように3カ年の時限の制度として、農家の皆さんに周知をさせていただきとりました。その中で6月を一応事業の申請期限というなかで、広報させていただいたなかで、当初720万ということで想定をしておったわけでございますが、6月末の時点で40件の申請件数が出まして、現在1,600万余りの事業費になったものでございます。そのため、720万の当初予算に比べますと、ご指摘いただきますように倍以上の要望実績というものになったわけでございますが、市としましては19年度から始まります国の農政の変換に対応する、ひとつの担い手育成という観点から、是非とも今回900万円の補正を計上させていただきたいということで、お願いをさせていただきたく思います。よろしくお願ひします。
- 松浦議長 引き続き答弁を求めます。
- 自治振興部長 田丸孝二君。
- 田丸自治振興部長 基幹集会所管理費の部分でございますけども、これは基幹集会所管理費という名称になっておりますが、実際はこの中に地域の小規模の集会施設整備補助金ということで、地元の方々がいわゆる主体になって、主要にはその費用工面をされて、それぞれの地域の集会所を整備

すると、そういった事業に対する補助金を用意しております。制度的には事業費の上限を600万円としまして、その2分の1以内ということの制度を持っておるといこととでございます。今回7カ所の要望が出てまいりましたので、補正をお願いしとるところであります。

まず新築でございますけども、美土里町の生田、石丸という集落がございますが、その集会所、これが新築でございます。甲田町の上甲立、上市本町集会所これが同じく新築。新築が計2件でございます。それから購入をし、改築をするというものがございまして、これが高宮町の地域名は中之郷という集会所でございまして、現在もJAからお借りをして集会所として使っておられるようでございますが、この集会所をJAより購入をして、さらに改築をするということを伺っております。次に改築の関係であります、吉田町の高野というところでありまして、星城会館、それから高宮の下羽佐竹の後谷集会所、それから同じく下羽佐竹の前川集会所、それから同じく高宮町の五十貫部の集会所、改築が4カ所ということとあります。

以上でございます。

- 松浦議長
- 岡田議員
- 松浦議長
- 岡田議員

他に質疑はありませんか。

議長。

18番 岡田正信君。

13ページの市道の登記というのが50万ですか、これ道の駅と言われたような気がするんですが、神楽門前湯治村の市道の財産とは違うんかお尋ねします。

それから寄附行為で美土里町の本郷の跡の整備に2千万を寄附されて、また2千万をその整備に使うということなんですが、これは、それはそれでいいでしょうけども、美土里町で地域がいろいろあるのにその手法としては地域の方に任すことにならんですね。今度行政の方の予算で組んだら。それは合意のもとでやられるんでしょうが、一切行政が今度はあとの整地から物を建てるということをやっているんですが、他の地域からそういう方向で問題は生じるのですか。お尋ねします。

- 松浦議長
- 新川総務部長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

財産管理費の計上の中で50万円の美土里町の道の駅の登記委託を計上させていただいております。ご承知いただきますように旧町の状況の中で、道の駅の構想計画をされておりました。その時点で現状の中で見ていただきますとわかりますように、道の駅から幹線道路の整備をさせていただいて、そこの民地をその当時の契約条項の中で、民地と市有地の等価交換ということで、確認事項をされておりました。いろいろ完成後におきましても市の中で財産管理の中でそういうところの整理ということとございまして、このたび地権者の方も早期にといいこともございますので、市の方の市道関係も調整、また市有地との完成の中で合意になりました関係で、この登記を交換作業が遅れて

いた作業を今回させていただきたいということで、50万の計上をさせていただきます。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

美土里町の学校跡地の整備につきましては、今年度3カ所計画をしております。この事業の解体費、それから設計、管理委託、それから工事費と。工事費につきましては3千万円が上限ですと。そのなかで整備をお願いします。ただ、それだけではやはり十分じゃない。地域独自でこうしたものを行いたいということについては、それぞれの地域に既に基金等申し出がございますので、そういった自前の資金でお願いをしますということでスタートしております。したがって今回は旧本郷小学校の跡地に係わる部分でございますけども、他につきましてはそれぞれ3千万円の中で市がいわゆる工事主体となって整備をするということになっております。本郷地域につきましては、集会機能等を持った施設を希望をされておりますけども、施設規模が大きくなりまして、その施設をいわゆる区分をして発注するということにはならない状況になっております。したがって、もともと大きくなった部分についてはそれぞれの地元の責任においてやるということでございますので、太くなった部分に相当する2千万円を指定寄附というかたちで市の方へ上げていただいて、その2千万円を足した5千万円を持って、施設の整備を市が行うということでございます。当然こうしたやり方につきましては、地元の振興会と十分協議をして合意を持って行うようにしておりますので、問題は生じないと考えております。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○杉原議員

議長。

○松浦議長

13番 杉原洋君。

○杉原議員

はい、13番。22ページの道路維持費についてお尋ねします。市道、道路維持費が3,339万円載っておりますが、それはどこをどのようにされるのか、当初生活道の舗装補助に2,500万円ありますが、これが2戸以上が基準だろうと思うんですがその確認と、道路台帳の整備と幹線市道の見直し業務を行うということを当初言っておられますが、その作業がどこまでどがにできとるんかということをお尋ねします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えします。維持関係で今回3,300万円余りの予算を計上させていただいておりますが、主には工事請負費でございます。当初4,500万予算をさせていただいておりましたが、先般来の災害等おきた時点での応急工事等に係りますものや、それ

それ支所において維持を中心的にやっていただいております関係で不足額を生じております。そういうものに対しまして2,500万円ほど計上をさせていただいております。災害、もしくは災害に関連したもので約1,200万程度、それからいわゆる支所等での事業で800万、あるいは待避所の新設で200万程度ということで、他に少し維持等ございますが、合わせまして2,500万でございます。

それから生活道舗装250万、これにつきましてはいわゆる合併後、生活道として主に吉田を中心としてございますが、その当時整備をすべきものが残っていたものを整備するということで、予算計上させていただいております。現在その要望について取りまとめをしております。限られた予算でありますので、厳正に現状チェックして対応していただくというように考えておるところでございます。

それからもう1点、道路台帳の関係でございますが、今幹線道路等について担当の管理課の方で事務調整をさせていただいておりますので、まだ調整中ということでご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 松浦議長
- 藤井議員
- 松浦議長
- 藤井議員

他に質疑ありませんか。

はい、議長。

21番 藤井昌之君。

2点ほどお伺いしたいと思っております。

まず1点目ですけれども、先ほど岡田議員の方からご質問あった件について、関連でお伺いしたいと思っております。確認ですけれども、この寄附金、もとを正せば振興会への補助金、まちづくり資金としてあったものですが、これが寄附行為として成り立つのか、成り立つのであっても道義的にどうなのかという点についてちょっと確認の意味でお伺いしたいと思っております。

それから2点目でございますが、15ページの社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金。これにつきましては、来月から出産一時金が30万から35万に引き上げられるという目的の繰出金であろうかと思っております。私、以前委員会等でもご質問させていただいたかと思っておりますけれども、この出産費用につきましては準備金から入れますと大方50万円が出るという状況のなかで、この一時金が出産費には大変効力があるわけでございます。それが30万から35万という引き上げになったわけですけれども、以前、私申し上げたのは出産してからいわゆる申請して、この一時金が入るのに時間がかかると。早く病院の方と連携取って、早く一時金を出せる形にしてはどうかということをお伺いしたわけでございますけれども、今この10月からの施行に対して、国の方でも病院にこの一時金が振り込みという形で、いわゆる退院するときに、精算金の残高を支払って退院できると。こういう方向性に持っていったらどうかというの、多分検討されていると思うんですね。そこらあたりの市の考え方ですね。その分について2点お伺



いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず、振興会からの指定寄附の関係でございます。この寄附金はいわゆる地域振興組織の活性化、さらには旧小学校跡地の整備に係わって検討を加えていくというのを含めてそれぞれの4つの振興会に寄附金がなされたとお聞きをしております。他の振興会の状況を見てみますと1ヵ所決まっていますけれども、他の2ヵ所につきましては冒頭申し上げましたように市の方が3千万を出しまして、いわゆる基幹になる施設を整備をしていくという方向をとっております。ただこの事業も当初は、地元の方では相当大的な形での事業をとということでございましたけれども、財源的に非常に厳しいという環境の中で、3千万という形で折り合いをつけていただいて、それについては市の方が担保すると、こういった形で進めてまいりました。他の部分につきましては、この2,500万円を含めて地元で工面をつけていただくと、こういった形で進んでおりました。他の2地区につきましては、いたがしまして、それぞれ市がする部分と地元が自分たちでこの2,500万円を含めて活用して自分たちでする施設という形で執行なさいますけれども、先ほど申し上げましたように、施設を一棟建てる、大きいものを一棟建てるという形で現在地元の方の調整がなされております。これが大体5千万円程度かかるわけでございますが、これについては区分をしてそれぞれ発注するというにはなりませんので、いわゆる窮余の策として市が実施をする部分に合わせて、実施をするという形を取るために、2千万円を寄附をしていただいたという形になっております。議員ご指摘のとおり、もともと当時の町から振興会へ補助金として出て、そして時間の経過はございますが、このたび寄附金として入ってくるということでそこに道義的な問題はないのかということでございますけれども、一応私どもとすれば振興会の所有の財産になったということで、一端のケリがついておりますので、それを寄附金としていただくということについては、一応法的な問題に含めてはいないんじゃないか、というふうに考えております。できましたならば、他の地区がやっていただいているような形でやっていただきたかったという思いはございますけれども、事業の性格上、そのような形になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

15ページの国民健康保険の特別会計の繰出金、176万7千円につきましては、議員ご指摘のとおり30万から35万円に祝金と、その5万円の差額の繰出金ということであります。後ほど議案で特別会計の補正もお願いしておりますが、問題は出産祝い金の早期払いということでのご質問であります。これも兼ねてからのご提案であった

ように思いますし、法に反しないものならば単独でも支払することができるということになれば、そういった形でもできるんじゃないかとこのように思います。法律を私も不勉強でわかりませんが、法にかなわないと、かなうということになれば早期払いの実現になるんじゃないかとこのように考えております。

○松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

○山 本 議 員

はい。

○松 浦 議 長

15番 山本三郎君。

○山 本 議 員

社会福祉費の方で、16ページに委託料355万5千円と扶助費138万8千円、この委託料は施設の活性化を図っていくように説明をされましたが、どこの施設を考えておられるのか。そして扶助費はグループホームを支援されると申されましたが、どういうグループホームをどういう内容の扶助費の支援をされるのかお尋ねします。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

13の委託料の355万5千円であります。これにつきましては、現在障害福祉計画というものが連合時に立てられております。当然それを尊重しての障害者推進行政という形になりますけれども、ここに上げておりますのは、障害者福祉計画という計画書を一応介護保険と同様でありまして、福祉計画に基づいた3年間の実施計画書を策定するという形での委託料であります。本来これにつきましては、19年度の3月末までに作成をするようにという国・県の指導でありますので、それに従いましての委託料の計上を110万程度上げております。

それともう1件は、自立支援法が10月から改正されますので、それらに伴います電算システムの改正がございます。そういった点で、250万弱の委託料を予算化をお願いをしておるところであります。

それと扶助費の138万8千円ですが、ご承知のようにこの扶助費につきましては、障害者がそれぞれの今までの今日のサービス、3障害それぞれの障害のサービスを行ってきておりました。居宅サービスから施設サービス社会参加促進事業を、大まかに分けて3つの事業がありますけれども、この10月1日からこの3者の3障害の統一という形の中で、新サービスと言いますか、そういった時点ではこの3項目が介護給付、また訓練等給付、また地域生活支援事業とこの大きな3つにわかれておるわけでありまして。今回ここに上げておりますのは施設サービスの中の福祉サービスを新制度10月1日からは共同生活援助のグループホームサービスという形になります。現行は福祉サービスの福祉ホームのサービスの中では国、県が50%、50%の補助率を持って実施してりましたが、10月1日につきましては、国が45%、県が22.5%、市が22.5%、自己負担が10%という形になってくると。それに伴います市の持ち分として、扶助費として138万8千円をお願いしとるものであります。

- 松 浦 議 長
- 入 本 議 員
- 松 浦 議 長
- 入 本 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

14番 入本和男君。

私がちょっと補正予算議案説明資料の中に、7ページに節別支出補正予算額というのがあるわけなんです、それによって伺ってみます。

需用費の中に印刷製本費が載っとるんですが、これは目的と内容を教えていただきたい。それから同じくそこに修繕費があるわけですが、これは内容と場所をお伺いいたします。

次の13の委託料ですが、これの分解したものを、今日じゃなくてもいいんですが、会期中にいただければと思っております。

それから節の15の工事請負費ですが、これもやはりライフ生活につながるので、場所と具体的な内容をお願いしたいというふうに思います。

それから19の負担金及び補助金が5,104万ありますけど、これの市単独補助金がこのたび内訳になっておりますけど、この内容についてお願いしたいと。

それから22の電柱の件ですが、これは場所と目的はどういう状況でこうなったのか。

それとこれは直接関係ない言われればそうかも知れませんが、先ほど寄附の問題で法的な問題がないというふうに言われたんですが、寄附というものはすべてすると言ったら、受けるか受けないかは誰が決定をされて今後どのようにされるのか、その可否は市長独自がされるのか、議会議決等法的という問題がある、部長さんが発言されたんですが、そのあたりはどういう観点で、今後こういう高額な寄附、小額な寄附があると思うんですが、その点この際ですから説明いただければと思っております。

ただいま伺った中で、質問内容についてはすぐ資料がこの場でほしいわけではありませぬので、ひとつ答弁できる内容のものについてはそれで、後ほどの資料についてはそれで、お願いしていただければありがたいと思うんで、ひとつお願いしたいと思っております。

以上です。

- 松 浦 議 長
- 新川総務部長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

性質別の歳出予算の内訳の関係でございます。この資料につきましては、先ほど私の方が歳出予算の方の事項別明細の中で、まず款の方から全部ご説明をさせていただきました。その中で、総務費からやはり災害復旧費までの節の分析をこの7表に基づいて実施をさせていただきました。ご指摘いただきますように例えば11番の需用費の中の印刷製本費、また修繕費というものについては、なおかつこれを分析しなくてはなりませんので、この問題点と次の委託料の内容、また工事請負費につきましても建設部の方の原価、また農林水産、災害復

旧費というような問題点もございますので、そういう分類の中でもう少し具体的に砕かせていただきたいと思います。それと負担金につきましても、先ほどご説明の中にもございましたが、19の負担金から今回8億158万7千円の節をこのように分析をさせていただいた資料でありますので、これをもとに戻しますと先ほど説明させていただきました予算書の総務費から災害復旧費までの節になりますので、ちょっとこれは会期中で大変申しわけございませんが、ご質問の内容につきましては資料をつくる時間を要しますので、会期中に提出をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

それと先ほどの自治振興部の田丸部長さんの関連でございますが、ご指摘いただきますように、指定寄附という観点の中からの問題があるかと思っております。負担金つき寄附という状況の中で、地方公共団体の96条の中の議決要件の中の範囲が出てくるのかなということをおもっております。指定寄附的な形の中での問題点のときにはどのようにというところが、その96条の不動産の買入れの借り入れ、またいうとこの議決要件の案件になるんではなかろうかと思っております。今回の案につきましては、行政の方も事業を実施するわけでございますので、そうした2千万の市のお金というのをやはり地域振興会の主旨にのっとった事業というのも取り組むという状況にございます。我々の判断といたしましては、その96条の9号の関係の中で、そこに負担金つき寄附ということで、贈与の権利かということの条文を理解をさせていただいて、履行条件というのを付さない限り負担寄附というものの贈与には該当しないという判断を取らせていただいております。そういうことの中で、今の学校跡地に対する指定寄附の考え方についての整理を今回させていただいたとるわけでございます。よろしくお願いたします。

○松浦議長

14番 入本和男君。

○入本議員

暫時休憩でお聞きしないといけないかもわからんのですが、このたびの2千万について伺っているわけではなくて、総合的に、基本的に今後この寄附金行為の物品、ものとかいったときにそのやり方というのは可否を決定するのは執行部側だけでできるのか、それとも議会議決等があるのか、そのあたりもついでと言ったら失礼がありますが、そのあたりを明確に、法的という言葉が出ましたので、そのあたりを含めて答弁をいただければ今後我々も審議するのにあれかなと思ひまして伺います。

○松浦議長

答弁を求めます。

○新川総務部長

議長。

○松浦議長

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

寄附行為につきましては、指定的な寄附をいただきますと、例えば例でありますけども、ひとつの公園をどこどこにつくって欲しいとい

う形の中で、500万なら500万の指定寄附をいただいて、その条件として公園整備をして下さいとなれば、当然条件的寄附に該当するのではなかろうかと思っております。そういう少額と言ってはあれなんですけど、そういう寄附行為によって事業を展開するというようなことにつきましては96条の議決要件の範囲に該当しますので、議決の範囲内での判断をとらせていただく方法しかないんじゃないのかと思っております。

以上であります。

○松浦議長

答弁漏れはありませんか。

14番 入本和男君。

○入本議員

だから後ほど資料をいただくということで、了解いたします。

○亀岡議員

はい。

○松浦議長

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

先ほど15番議員の方からありましたが、16ページ、障害者自立支援介護関係ですが、お話しがありました障害者福祉計画は国が示しておるのはご承知のように、18年から3ヵ年間、18、19、20、この間の福祉計画をつくるというふうに示されていると思うんですね。それは時期的に少し遅れているというふうにするわけですが、その場合に本当にふさわしい福祉計画をつくる必要があると思うんですね。言うまでもないんですが、それにはどのような取り組みをされるのか。計画樹立にあたって計画の策定と言いますか、それは従来からよく取り組まれる、例えば第3期介護計画の策定委員会のようなものが行われてきましたが、そういった形をとられるのか、それとも担当部署によってそういう計画の樹立をされるのか。私はやっぱりなかなかそうした当事者と言いますか、障害者の団体とか組織、そういったところの方々の切実な願いとか要望とか期待、そういったことが反映されてできる福祉計画というのが大事じゃないかというふうにするわけですが、このことにあたってはどのようにお考えを持っておいでになるのか、お伺いをしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

障害の福祉計画につきましては、障害者の障害福祉サービスに関する3年間の実施計画となります。ご承知のとおりでございます。障害者の計画につきましては、障害者基本法に基づきまして障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画となっております。一方の障害福祉計画につきましては、今回障害者自立支援法に基づきましての障害福祉サービスなどの確保に関する短期的な計画となるわけでございます。いわゆる介護保険、介護事業と同一的な考えとなるように思います。障害福祉計画につきましては、今、申しましたように高齢者で福祉におけます介護保険事業計画等やっておりますけども、最終的にはそういったひとつの同時的な考えになるん

かなというように、これは推測であります。これにつきましては、当然そういった関係で障害者計画と障害福祉計画は同じ障害福祉に関する計画であるため、調和がとれた、保たれたものでないとはいけませんと、こううたってあるわけでございます。この市町村、市になりますけど、障害福祉計画で策定する事項としましては、各年度ごとのサービス種類ごとの見込み量、また見込み量の確保のための方策、これは1点としまして、指定障害福祉サービスというような形でその他を入れまして、7項目程度のプランづくりという形になろうと思っております。広域連合等で障害プランを21年まで立てられておりますのは、基本理念、基本目標等を立てられておりまして、原則的にはそれに従いました短期計画であるというような考えでもっております。

○松浦議長  
○亀岡議員

20番 亀岡等君。

今のお話しは、基本的な考え方はまさにそのとおりだと思うんですね。それで言うまでもなくそのとおりでありまして、国、特にこういったことへの基準いうのを示してきますんで、言ってみればそれに沿うた形のものでできるということになると思うんですけども、実際にこの計画そのものがその当該する障害者あたりの実状・実態に沿う形のことを、どちらかというところできにくいわけですね。まだまだそのところが十分な対策になりかねるというふうに思いますので、基本的には今申されたとおりに思うんですが、市としてはそのところをやはりそういった関係者の考え方なり、先ほど申し上げましたように期待とか要望とか、そういったことを少しでも取り入れてつくられる。そういうことが最も望ましいし、またそういうお考えを持っていただきたいと思うんですね。そこらあたりはどうでしょうか。重ねてお伺いします。

○松浦議長  
○廣政福祉保健部長

ただいまの質問に答弁を求めます。  
福祉保健部長 廣政克行君。

ご意見としてお聞きすることだろうと思います。障害者のためのプランでありますし、ただこのプランの策定にはやはりおっしゃるとおりに基準というのがあるわけでございまして、そこへ単独の考え方を持っていくということになりますれば、その関係者の財源的な対応、また環境的な対応というものが、それぞれその町に合ったものが必要だと思います。それにつきましては、実施の考えでひとつの関係に基づく計画というのも必要だろうと思いますし、ただ直接皆さんそれぞれの意見を聞くということもまた、行政としましても計画の中に入れてくるものはなかなか難しい点もあるように思います。いろいろこの計画書の、まずは連合時につくられた福祉計画、また今回つくります短期の計画の基本的なルールというものはある程度市としてまとめまして、実施ということになりますれば、またひとつの考え方のそれに伴った考え方になる必要があるというような気がいたします。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○熊高議員  
○松浦議長  
○熊高議員

議長。

10番 熊高昌三君。

6点ばかりになろうかと思いますが、ひとつは最近夕張の破綻からいろいろ新聞紙上にいわゆる借金の実質的な借金とそうでない借金という形で出ておりましたし、今回補正予算で過疎債の関係、3億くらいというものも動くようになっておりますが、そういった観点から先般、自主的な安芸高田市のそういった比率というのは16%台だったというふうな数字が出ておりましたが、そういった数字をとらえて今回のそういった過疎債あたりをまた使っていくという形のなかで、その辺の数字をどういったふうにとらえておるのか、まず1点お聞きしたいと思います。

2点目からはページを追って話をしたいと思いますが、まず11ページに歳入の関係ですが、民生費委託金の中の身体障害者、障害児障害者の実態調査委託金というのがありますが、どういった目的でどういった内容を調査し、それをどんなふうを活用していくのかというようなことを、中身についてお聞きしたいと思います。

3点目は13ページの関係で何点かあるんですが、先ほど同僚議員の方も質問がありました財産管理費総務費の50万、これは道の駅の土地の登記の漏れがあった。漏れというか登記がしてなかったものの今回整理をするんだということですが、かなりするべきことがなごりにしておったというような感じがするような中身じゃないかなという気がします、他にこういった状況はないのか調査をされたのか、地籍調査との関係もあろうかと思いますが、いろいろそういった関係で、他にそういった実態がないのかということに関連してお伺いしたいと思いますし、ここの登記を整理して以前にも私聞いたと思いますが、この土地の活用について、市長の答弁では住宅等に活用していけばという話もありましたが、そこらの関連の土地だと思いますが、そこらの遊休地としておいてあるわけですから、その登記を済ませて、今後どんなふうを活用していくのかというようなことまで考えておられるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

その下の企画費の交通対策費、これは総務委員会でいろいろ調査をさせていただいた乗合タクシーの試行運転の関係が、8月いっぱい9月以降もというふうに委員会の方で方向をづけさせていただきましたが、その関係での補正というふうにとらえておりますが、この中身についてもう少し詳しく今後の流れを一応総務委員会などでは聞いておりますが、最終的にこの予算に関係してどういうふうに整理をされるのかということをお聞きしておきたいと思っております。

5点目は27ページの文化財保護事業だったですかね、文化財保護事業費、総務部長の説明では案内看板というような話だったように聞いたんですが、もう少し詳しい事業の内容をお聞きしたいというふうに思います。

それから最後の6点目になりますが、先ほど同僚議員、入本議員がいろいろ明細について質問をされておりましたが、予算書の関係で、当然部長さんあたりのレベルになるのか、課長さんあたりのレベルになるのか、積み上げの段階で明細書があるんですね。ですからそこら辺のものが議会の方にも出ておれば、そこまでする必要もないという、我々が見ておらんかったらよく見ておらんからそういう質問が出る、逆に怒られるかわかりませんが、そういった予算書の明細積み上げというのをやはり執行部と議会が一体になって、事業を確認していくということになれば、その積み上げ段階から我々もこの予算書の明細、そういったものも持つべきじゃないかなという気もしますが、そこらについてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

まず総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

まず1点目の公債費の関係であろうと思いますが、ご承知いただいておりますように国の方も集中改革プランのそうした公表という形のなかで、財政の対する情報開示がなされてきております。今回のこうした合併後の自治体に対する財政状況の公表というのが、厳しい状況のなかでなされておるといような思いが担当者レベルではしておるのが実質でございます。このたびの実質公債比率ということで、これは国が今年度からそうした財政の指標ということで、起債制限比率ということで今まで入っておったわけですが、中でも自治体そのものが運営する下水道とか病院、公営企業等の借入金も含めて、そうした数値を明らかにするという情報の中から、今回18%以上になりますと、財政運営の計画的な問題が必要になってくるということが出されておるのは皆さんも新聞等でご承知いただいております。確かに財政運営で公債比率の負担額、公債費の起債借り入れる残高も安芸高田市の方は他市に比べて小さい方ではないわけでございますが、今回の公表の中でも幸いにし、16.8%という数字はいただいておりますけれども、今後のこうした中山間地域における将来の方向性を見ますと、決してこの比率が低くなっていくという状況じゃないと思っております。公営企業の借入金等も公共下水道等の実施、いろんな角度で実施をさせていただいておりますが、ご承知いただきますようにこうした18%ラインには、庄原・三次・江田島・廿日市・府中という状況で、非常に高いレベルを持っておられるということも事実だろうと思っております。その率そのものをどのようにして下げていくということが今後の課題であろうかと思っておりますけれども、それではすぐ下がるかということではないわけでございます。起債のこうした比率の出し方につきましては、3カ年間の平均を出しております。今回の17年度の数値を基に出しておりますけれども、15・16・17年度の3カ年間のそうした比率を基に出しておりますので、15年度に比率は15%



台だったわけですね。合併前の比率は。だからそういう状況にありまして、合併後元利償還が増額になったということが、今回交付税で1億以上の需要額の算出を見ております。このことは旧町からのそうした大きな有利な起債を借りて事業をされた基盤整備の効果が出ておるんではなかろうかと思えますし、そうは言いましても片一方では公債費がそれだけ増えていくという状況になろうかと思っております。今回予算の中でも、一般のそうした下水なり、特別会計で起債を起こしますと非常に少額な交付税の対応も少ないものばかりでありますので、このたび有利な起債ということで、過疎債の適応を受ける財源の振替を3億5千ばかりの数字を計上させていただいたわけであります。現在でも償還に対する60%そのものにつきましては、交付税で算入になっておるということが、一番この市の基盤としては将来に向かうある程度確実な財源が確保されると考えております。できるだけそうした形の中では借り入れの財源の有利なものを借り入れていくというのが一番必要であるんではなかろうかと思っております。ただし現在が16.8%でありますので、18年度の公債比率を積算するにあたって、16年度からするわけですね。16・17・18年度から比率をするわけでありますので、多少18%台に近い数字になるか、もしくは多少出るかという状況になるのではなかろうかと思っております。そういう状況の中にはご承知のようにそうした協議書という起債の協議ですね、これが必要となってきますのでそのことにつきましては、財政運営の中で繰上償還をする状況の中を考えていかななくてはならないんではと考えております。今財調の方で積み立てをしていますが、減債基金の方に積立をすればその償還分相当分として、認めてもらえるという状況もありますので、できるだけ起債が高くならないような考え方の中で発行をさせていただきたいと考えております。

それと予算書の資料の関係でございますが、このたびもこうした資料の具体的にある程度説明資料ということでお配りをさせていただいております。基本的には予算という形のもは事項別明細と以降は資料ということでお渡しをさせていただいたとる様式でございますので、この様式についてはご理解をいただきたいと思いますけれども、ただ予算議案としての説明議案のつくり方については工夫を多少していかなないと、先ほどの議員さんの質疑の中にありましたように、内容分析というものがちょっと明確にわからないという状況も出てくると思えますので、非常に性質別、また目別にやっておりますので、そうしたことが分かりにくい状況がありますので、今回の形のもを多少整理をしていただいて、今後に向けての資料づくりにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

11ページの15款、県支出金の2目の民生費委託金、2万9千円の実態調査委託金であります。この金額につきましては厚生労働省の国の委託事務としまして、障害者の自立と社会経済活動への参加促進への資料といたすことを目的としまして、受託するものでございます。これは国・県の方が市全体の調査ではありませんで、指定をしてまいります。それに対する費用として、2万9千円の助成委託金という形で歳入をいたします。この財源の充当につきましては、15ページの3款の民生費、2目の障害者福祉費の中で、報酬費2万7千円を計上しておりますが、この調査員の報酬として、この2万7千円充当するもの、あと残りの2千円につきましては事務費の方で、対応をさせていただきたいとこのように考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

それでは私の方から2点ほどお答えさせていただこうと思います。

まず道の駅の周辺の未利用の用地の活用の問題であります。現在の非常に厳しい財政的な状況を考えてみますと、多額の維持管理費が要するもの、さらには指定管理の委託料として多額の費用がかかる、そういった施設等につきましては、なかなか日々厳しい環境にあるのではなかろうかと基本的には考えております。ただ、旧美土里町時代から基本計画という形で私ども引き継いだものがありますので、そういったものを参考にさせていただきながらと同時に市内の北部の地域にとりましては、インターチェンジの出口というのは言ってしまうと北の玄関口での機能を果たすという位置づけもございまして、さらになかなかこの安芸高田市の方まで波及してまいりませんけれども、景気等も持ち直しの兆しを見せるという環境の変化等ございまして、そこらあたりを見極めながら、慎重にこの土地をどのように利用するかということについては、検討を加えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

次に交通対策の関係でございまして、この100万円の補正をお願いしておりますけれども、この補正は予約乗合タクシーを3月末まで運行するための補正とお願いしとるものでございます。当初は月額20万円程度の費用があれば、この事業を推進できるというふうに考えておりましたが、4月からの3ヵ月間の状況を見てみますと、月額28万程度の委託料を支払う必要があるというふうな調査結果が出てまいりました。したがって、3月末までを見通しまして今回100万円の補正をお願いしたということでございます。ただ、総務企画常任委員会におきましていろいろご議論をいただいておりますけれども、一応8月の末までの試行ということでございましたけれども、9月以降も試行という形の中で一応整理をさせていただいております。これにつきましては、予約乗合タクシーのいわゆる営業の報告が9月末を持って整理をされて、12月の上旬には市の方へ報告書として上がって

まいります。今回の生活交通バスの再編につきましては、乗合バスのいわゆる大幅な再編整備をしたわけでありまして、さらに今回の予約乗合タクシーの導入ということでございますので、そこらあたり全体を見させていただきまして、乗合バスにおいて改善する点はやはり改善するという形での対応も必要だろうと思っておりますし、そういったことを総合的に判断をしていくという観点で、対応をさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、乗合バス等々の整理も一応3月のバスのダイヤ改正をめどになるんだらうというふうに思っておりますので、遅くとも4月1日からはそれぞれ軌道に乗せるべく正常な形で運行していくと、そういったスケジュールを現在の段階では予定をしておるところであります。

以上であります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 沖野清治君。

○沖野教育次長

失礼いたします。先ほどの27ページの文化財保護費に関してのお答えをいたします。

ご案内のように、4月の6日の日に日本城郭協会より郡山城が全国の名城百選ということで選ばれております。そういうことで、来年の4月から全国の名城をずっとぐるっとスタンプラリーという形で全国からおいでになることが予想されております。そういうなかで、来られる方に対しまして名城ファンの方が結構おられますので、こういったところが修理が必要かということにつきまして、商工観光課、吉田教育分室、歴史民俗資料館、そして教育委員会の生涯学習課の方でこれまで4回ばかり会議を持ちましたけれども、実際に山の上まで登ってどこが悪いチェックをして、必要最低限のところを今回補正の方でお願いをした内容でございます。内容的には名城百選ということで、どこかわからないということがございますので、懸垂幕を2本、石碑と言いますか名城百選を記念とした石碑を2つ、そして毛利元就公の上に嘯岳禅師の宝篋印塔がございますけれども、そこへ続くところの枕木がずっと立ててあるところがございます。これは非常に危険でもあるし、ここはきちっと整備をしないといけないということで、その辺の整備そういったところを中心をお願いをしておるところでございます。額的に申しますと需用費ということでございますけれども、懸垂幕の10万円。それから、これとかかわって市の史跡ということで宍戸元源公の墓があるわけであるんですけども、これが非常に保存状況が悪いということもございますので、そこに10万5千円、合わせて需用費として20万5千円をお願いをしております。それから工事請負費につきましては先ほどご説明をいたしました説明看板修繕、それから墓所の周辺の木製のフェンス、この修繕の工事、それから記念碑の設置工事ということで合計いたしまして491万5千円をお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

- 松浦議長
- 新川総務部長

もう一点、総務部長 新川文雄君、答弁を求めます。  
財産管理費の関係の登記関係でございますが、このことにつきましては先もご説明させていただきましたように、県道主要地方道の三次・美土里線の改良等の関連がございまして、県と美土里町と土地提供者3名の方と3者契約を締結された事業であります。このことが14年度より事業実施されたわけでございますが、お金は出なく土地の提供ということでいろいろその当時から協議が済んでおるようでございます。3名いらっしゃる方の1名分だけがどちらにしても行政の方で嘱託登記が切れないということでございますので、2筆あるわけですがその相当額の50万円を計上させていただいておるところでございます。他の2名につきましては、土地の交換ということで管財課の方で事務整理をさせていただきたいと思っております。関連的な遊休地の土地の問題でございますが、現在市内エリアの中の遊休地を管財課の中で位置図に合わせ、支所と連携をとらせていただいて積み上げている状況でございます。完成的な台帳というのがまだできておりませんが、今後こういう整理をさせていただいて、ある程度の方向性につきましてもご協議を重ねていきたいと思っております。

以上であります。

- 松浦議長
- 熊高議員
- 松浦議長

以上、答弁漏れありませんか。  
そういう関連性は市内にないということですか。登記の関係では、答弁を求めます。  
総務部長 新川文雄君。

- 新川総務部長

現在のところ、そうした問題点の現課の方から我々のところの管財課の方にきている問題点というのはございませんので。

以上でございます。

- 松浦議長

ここで休憩をとらせていただきます。  
2時40分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 休憩

午後 2時40分 再開

~~~~~○~~~~~

- 松浦議長

ただいま会議開くにあたって、上着を脱がせてほしいという要求がございまして、暑い方はおとりになっていただきたいと思います。  
それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
先ほどの熊高議員の説明の中で福祉保健部の答弁の漏れがあったということでございまして、廣政部長にもう一度答弁を求めます。  
福祉保健部長 廣政克行君。

- 廣政福祉保健部長

先ほどの11ページの15款の県支出金の2目の民生費委託金に關しましての身体障害者等の実態調査の事業委託金につきましてでありまして、調査項目につきましての答弁が漏れておりましたので、担当

課長の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○重本社会福祉課長

議長。

○松浦議長

ただいま福祉部長が申しましたように社会福祉課長 重本邦明君に説明を求めます。

答弁を求めます。

○重本社会福祉課長

身体障害者の実態調査でございますが、これは厚生労働省が行います全国の9,800地区を選んで安芸高田市では3地区、先ほど部長が申しましたように3地区が対象地区になっておるということで、これは身体障害者の生活等の実態を総合的に把握するためということで、厚生労働省が5年に一遍、5年ぶりにやる調査でございます。中身といたしましては無記名でございます、いろいろな障害の種類とか程度とか手帳とかいうもの、それから同居の関係とかいろいろな補装具とかそこらの利用とか家庭内での生活関係、パソコン利用とかいろいろな何をどのようにしておるか、それから買物に外出される際のいろいろな利用方法の関係とか、介助の関係、食事の関係とか、入浴、排泄とかいろんなところの、まだまだかなりあるんでございますが、どのような生活をされておられるかというところの調査でございます。これは障害者自立支援法が施行になりましての国が、厚生労働省が全国的に抽出してから調査するものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

他に質疑ありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

公債比率の関係については、総務部長が現状の話をしていただきましたんでわかりましたが、やはり18%というのがひとつの目安ということで、今年度の状況を考えると18%前後になるだろうという話でありましたが、そうするといろいろ手続き上の課題が出てくるというのも先ほど言われましたが、そうであれば今の有利であると言いながら、過疎債あたりも借るということが、どこまでどういうふうに借り入れるのかというのが把握をした上で今回の補正あたりも出ておるんかどうか、そういった観点で再度お聞きをしたいと思います。

それから身障者の関係は理解しましたんで、いいんですが美土里町の土地の関係ですが、田丸部長の方でお答えいただいたのは現在のところいろいろこういう経済状況からして、今すぐどうこうということはないようですが、やはりお金がかかるというふうなことにすればそりゃ事業としてはお金を必要とするんですが、さっき言ったように過疎債あたりも使ってやるのもどうかというような話をしたあと、私もそういうことを言うわけですが、じゃなしに民間の力を借りながらPFIの手法で若者住宅あたりをすればどうかという話も以前やったわけですね。ですから財産を放置しておけばお金は生まれなくても、

やはり市民に少しでも還元するというような視点からすれば、そういった民間の力を借りながらやるというようなことも考えれば、自前のお金を使わずにやるということもできるわけです。一等地ということもあり、合併後3年目になったわけですからそこらは住宅係、建設部になるんですが、検討したことがあるのかどうかそういった視点で再度お聞きしたいというふうに思います。

それから文化財の保護の関係ですね、中身はよくわかりましたが、名城百選の関係、前回赤川議員さんもそこら辺に触れて発言されておりましたが、大きな財産でありますんで、そこらをどう活かすかという観点でいろいろ考えられたんだというふうに思いますが、いろいろ文化財の関係の制約もあると思いますけども、長期的にここをどう活かすかという視点を含めて検討されて今回のこういう形の取り組みにされたのか、一時的に名城百選になったからとりあえず何かやっところという発想くらいでやったのか、やはり私は前者で言ったやはり長期的に郡山城の周辺を活かすという、ちょうど今の少年自然の家の議論もちょうどしておりますけど、そこら辺の総合的な視点でこういった取り組みをされるのかどうか、そこらを含めて再度お聞きしたいというふうに思います。

最後に予算書の関係ですが、部長さんあたりに聞けば見せてもらってコピーすりゃいいんですよ。だからそういうものであれば、はなから議員にも出していく方がより情報がしっかり市民に伝わる議論ができると思うんですね。そういった観点からやはり出せるものは出していくという視点で、予算の関係というのは取り組んでほしいということで、再度お考えをお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

○新川総務部長

まず初めに、総務部長 新川文雄君。

地方債の関係でございます。現状の状況の中でご説明をさせていただきますと、今後公債比率のそうした償還額のピークが現在推計の中で見ますと平成22年が一番大きなピークになるのかなという思いを持っております。このことは合併後にそうした特例債を充当した事業等の勘案したものが償還等が始まってくるということで、22年をしますと、あとはもう下がる傾向にございます。下水道事業債また簡易水道事業債等もあるわけでございますが、そういう状況の中では22のピークをにらんだ形の中で、借り入れ等につきましても十分内容のチェックというものも必要になってくるのではなからうかと思っております。今回の補正をさせていただきました関係等の地方債につきましても、大体4億2,890万円を借り入れということで計画をさせていただいておりますが、今の地方債そのものの予算現額については今年度におきましては当初33億500万、今回の補正額をたちまして37億3,390万という起債の借入額というものを発行させていただいております。その中でも先ほどからご説明させていただいてお

ります、過疎債を重点的に充当をさせていただきとすることが3億6,890万の過疎債充当でございますので、償還に係ります有利性というものも判断をさせていただいております。交付税算入になります起債を十分今後の主要的プロジェクトについては、充当するということが必要ではなかろうかと思っております。ただ発行すれば当然償還というものは必要になってきますので、これは年々の償還額に対応する、年度年度の起債発行額の償還ペースもある程度考えていかないといけない問題になろうかと思っております。そのためには、公共事業の執行をどの程度進めていくかということも大きな課題になるのではなかろうかと思っております。十分そういう執行段階においては、ある程度のチェック体制というのが必要になってくるんじゃないかと思っております。

それと予算の資料関係におきましては、先ほどご説明をさせていただきましたように、やはりある程度の我々の内部的な資料というものもございますし、説明に係ります形におきましては、わかりやすい表現ができる説明資料ということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

道の駅周辺の利活用の問題であります、美土里町の方から引き継ぎました中身にもご指摘の住宅団地等の案もございましたが、当初お答えを申しましたとおり、北の玄関口としての位置をしめ、なおかつ道の駅というそういった機能を集積しとりますので、そういった意味では現在の道の駅というものが事業的には非常に厳しい中身を持っておりますけれども、そういった経営に寄与するという観点もまた一方では必要なんだろうというふうにも思います。そういう意味では、ただ単に住宅団地というふうな活用の仕方でないことも含めて少し慎重に検討をしていくべき必要があるのではなかろうかという思いがしております。当然状況によりましたらPFIという手法も今からはとるべきであろうというふうに考えますし、あそこの賑わい、もしくは市の北部にある活性化ということを考えるならば、状況によっては企業の誘致ということも含めて、選択肢はまだまだあるんだろうと思います。そういった意味で拙速に用地があるからという形での事業の選択というのは場所が場所だけに、いかがなものなのか、慎重な事業の選択、または地域の合意形成といったものを図るべきなんだろうというふうな考え方で現在おります。

以上であります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 沖野清治君。

○沖野教育次長

議長。

○松浦議長

はい。

○沖野教育次長

先ほどの郡山城跡の今後の総合的な計画ということについてでございますけども、今回は来年度より早速始まるということで、当面という形で取り組んでおるわけでございますけれども、しかしながら旧町時代に吉田町時代にこの一体につきまして、歴史ゾーンという形で長期的な計画が立てられてございます。大通院谷あるいは歴史民俗資料館といったようなところも含めまして、そういうものができておりますが、その辺を参考にしながらできるところからやらなければいけないんじゃないかと思えます。財政的な問題もございまして、そのとおりやってたら、まあ、大変な整備をしなければいけないといった状況もございまして、その辺を参考にしながら考えていかなければならないと思っております。全体的にはそういったなかの枠組みのひとつの整備であるというふうにとらえております。

以上であります。

○松浦議長

10番、熊高議員答弁漏れはありますか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

はい、10番。

○熊高議員

答弁漏れはありませんで大体聞きましたが、これ以上議論しても今の時点では無理かなという部分もありますんで、これ以上議論しませんが、議長にひとつお願いしたいんですが、予算書の関係今総務課長答弁していただきましたが、そこらの内容をしっかり見ていただいて、我々議会としての情報ですから、執行部と十分議論していただいて協議をしていただいて、できるだけそういった資料が我々に届くようにお計らいを願いたいというふうにとらえて終わります。

○松浦議長

はい、わかりました。

他に質疑ありませんか。

○加藤議員

はい。

○松浦議長

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

常備消防費の補正のことでお伺いします。分駐所のことなんですが、報酬として240万計上されております。これは1月から3月までの人件費というふうに説明受けたんですが、これは来年の1月から救急サービスを開始されるんでしょうか。お聞きいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

お答えいたします。この3ヵ月というのは、当然救急の資格を得るために事前に入らせていただいて学校で資格を取っていただくという期間に該当します。したがって、業務開始にあたっては平成19年の4月1日を目途にしております。

よろしくお願いたします。

○松浦議長

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

4月1日という話を聞いておったんで、そういう質問をさせていただいたんですが、それと長年の念願であった北部に分駐所というのは今



回やっとなかなかわけなんです。当初は地域の方は消防、それから救急兼ねたものと、しかも24時間体制のものがという気持ちがとても強かったんですが、現実には説明があったように救急のみと。しかも非常に時間を限定されて予算も極限まで切ったいいですか、節約したものでサービスされるようになっております。サービスの内容も、したがって通常より特殊な分駐所というふうになっておるわけなんです、これは4月1日からこの形で実施するといたしましても、1年ぐらいの経過を見て、その内容についてお考えになる気持ちがあるんかどうかいのをちょっとお聞きします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ご指摘のようにこの分駐所というのは、もう消防署ができたときからの課題であったわけでございます。歴代それぞれの管理者もやったほうがいいと初めからわかっていたんですが、やっぱり財政の問題が一番ネックになったというのが消防署発足以来の状況であったわけでございます。そういうことで今回長年の懸案が一步前進したと、このように受け取っていただければと、このように思いますんで、しかもこの分駐所に配置する職員も非常勤特別職ということで、正規の消防職員を採用するとまたかなりの負担がかかると、将来的に見てもいう問題があるんで、やはり実効性のある資格を持った非常勤特別職を配置するところということで、この非常勤特別職を配置していいか悪いかという問題がもう随分消防庁ともやりとりをして、いいとは言えませんが、法には違反しとらんとそういうところまで回答を引き出してやったということでございますので、いろいろ我々も知恵を絞りながら着手をしたということでございますので、状況を見ながら今後どうするかということは我々も考えていく必要があると思っておりますが、当面はこれで発足をさせていただきたいということと、昼間の救急と夜間の救急を見てみますと、やはり夜間の救急は非常に少なくなってきておると、こういう状態があるんで今のような状況も考えさせていただきということと、市全体の救急の件数の中で、30分以上占める救急の件数というのは非常に少ないという実態もあるわけございまして、そこらを勘案しながら今の制度を考えたということでございますので、まず着手したことに評価をいただきたいというように思いますので、その後はどのように改善するかということは、またご協議をしていきたいと思っております。

○松浦議長

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

この件につきましては同僚議員の一般質問もあるので、あえて今聞く必要もなかったんかもわかりませんが、この補正も本日可決することになれば、やはりさっき市長さんが答弁されたような内容についてよく聞いておきたかったということで質問させていただきました。1年なりの経過を見て、またいろいろとご検討いただきますよう

をお願いいたします。

○松浦議長 他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第98号 平成18年度安芸高田市国民健康
保険特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長 日程第14、議案第98号、平成18年度安芸高田市国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 はい、議長。

○松浦議長 はい。

○児玉議員 議案第98号、議案名が平成18年度安芸高田市国民健康保険特別
会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億5、
255万円を追加し、予算の総額を38億4、269万9千円とする
ものでございます。歳入につきましては、国民健康保険税1、419
万8千円、国庫支出金632万3千円、療養給付費等交付金994万
7千円、共同事業交付金1億4、344万4千円、繰越金1億4、6
30万2千円、諸収入が276万7千円をそれぞれ追加し、繰入金1
億7、043万1千円を減額するものでございます。歳出につきま
しては、保険給付費165万円、老人保健拠出金866万円、共同事業
拠出金1億4、344万5千円、諸支出金312万4千円をそれぞれ
追加し、介護納付金432万9千円を減額するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 議案第98号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正
予算につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計の精算に伴いまして、歳入予算財源組み換えと本年10月からの制度改正に伴うものが主なものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,255万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ38億4,269万9千円とするものであります。

歳入につきまして、ご説明申し上げます。6ページの1款国民健康保険、1項の国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税、2節の介護納付金分現年課税分849万2千円及び2目の退職被保険者国民健康保険税、2節介護納付金分現年課税分570万6千円の増額につきましては、税率の改定に伴うものでございます。

次に3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付等負担金632万3千円の増額につきましては、平成17年度分の精算によるものでございます。次の5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金994万7千円の増額につきましては、現年度分退職者医療交付金の医療給付費分並びに老人保健拠出金分を増額でございます。

次に7ページをお願いいたします。7款共同事業交付金、1項高額医療費共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金607万8千円は、精査見直しによる増額でございます。2目の保険財政共同安定化事業交付金1億3,736万6千円の増額につきましては、制度改正に伴い新しく創設されたもので、医療費がレセプト1件につきまして、30万円を超えるものに対して、30万円を越える部分の額に一定率を乗じまして交付金を受けるものであります。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の176万7千円につきましては、制度改正に伴う出産育児一時金の増額分です。9款繰入金、2項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金1億7,219万8千円の減額につきましては、平成17年度の精算に伴いまして繰越金の計上による減額でございます。

次に8ページをお願いいたします。10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金312万4千円、並びに1目その他繰越金1億4,317万8千円増額につきましては、平成17年度の精算によるものでございます。11款諸収入、3項雑入、1目雑入276万7千円の増額でございますが、これにつきましては、一般被保険者からの保険給付費等の返納金でございます。

以上、歳入が終わりまして、次に、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費及び、2目退職被保険者療養給付費につきましては、財源の組替による補正でございます。3目一般被保険者療養費50万円につきましては精査見直しによりまして増額するものでございます。2款保険給付費、1項出産育児諸費、1目の出産育児一時金115万円につきましては制度改正に伴いましての増額でございます。

次に、10ページをお願いいたします。3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金の838万3千円及び2目の老人保健事務費拠出金17万7千円の増額につきましては、拠出金の確定によるものでございます。次の4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金432万9千円の減額につきましても、納付金確定に伴うものでございます。5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金607万8千円の増額につきましては、精査見直しに伴うものでございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金、1億3,736万6千円の増額につきましても、歳入で説明いたしました保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。また、3目保険財政共同安定化事業事務費拠出の現在確定はしておりませんが、予算支出の可能性があるための存目として計上しております。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目の償還金は、平成17年度療養給付費交付金の精算に基づきましての償還金でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第99号 平成18年度安芸高田市介護保険  
特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長

日程第15、議案第99号、平成18年度安芸高田市介護保険特別  
会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第99号、議案名が平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,930万4千円を追加し、予算の総額を34億6,963万5千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金6,930万4千円を追加するものでございます。歳出につきましては、諸支出金3,441万3千円、予備費3,489万1千円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

議案第99号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成17年度の決算に基づきまして国・県・社会保険診療報酬支払基金への償還金の補正をいたすものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。歳入でございますが、9款の繰越金、1項の繰越金、1目の繰越金6,930万4千円の増額につきましては、平成17年度決算に伴います繰越金を増額するものでございます。

続いて歳出のご説明を申し上げます。7ページをお願いします。6款の諸支出金、1項の償還金及び加算金、2目の償還金は3,441万3千円の増額で、平成17年度介護給付費の決算に伴いまして、国・県・社会保険・診療報酬支払基金に余剰交付額を償還するものでございます。7款の予備費、1項の予備費、1目の予備費につきましては繰越金から償還金を差し引いた3,489万1千円を予備費に増額しておるものでございます。

以上、要点のご説明を終わります。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第99号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第100号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長

日程第16、議案第100号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君

○児玉市長

議案第100号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、65万円を追加し、予算の総額を2,091万2千円とするものでございます。歳入につきましては、諸収入65万円を追加するものでございます。歳出につきましては、サービス事業費65万円を追加するものでございます。

よろしく願います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長からの要点の説明を求めます。

○廣政福祉保健部長

議長。

○松浦議長

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

議案第100号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、地域包括支援センターの機能・強化を図るべく、非常勤特別職、通称ケアマネージャーの雇用に伴います報酬等の補正を行うものでございます。補正予算書の6ページをお願いいたします。歳入でございますが、3款の諸収入、2項の雑入、1目の雑入65万円の増額につきましては、非常勤特別職の社会保険料自己負担分を計上いたしております。

続いて7ページをお願いいたします。歳出の関係でございますが、2款のサービス事業費、1項の介護予防支援費、1目の介護予防支援

費の65万円の増額でございますが、要支援1、2と認定された高齢者のケアプランを作成する非常勤特別職である介護支援専門員5名を雇用するための報酬を534万円、その社会保険料として133万2千円、また委託料の減額は市内の居宅介護支援事業所にケアプランづくりを委託予定することでしたが、ケアマネージャーが1人当たり8件の限度を設けられたため、委託することができなくなった分の委託料、602万2千円を減額するものでございます。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

委託からこちらがやるという方向になったということで、変更なんですけど、かなり現場の状況は刻々と変わっていくというんですか、そういう状況でかなりの混乱といいますか、非常にハードな状況になるとというのが実態だろうと思うんですね。そういったことを受けてこういった形になったんだと部長の説明もありましたが、そういった状況もいろいろ聞いてはおりますが、そこらの状況で新しく始まった取り組みの中で、まだまだこういった課題も出てくるのではないかなと思うんですが、現在の状況の中で介護支援センターも含めていろいろ状況あると思いますが、今後こういった形でスムーズに行くのかどうかというのが私は懸念を持つんですが、部長のお考えはどういうふうに持っておられるかお聞きしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

○廣政福祉保健部長

議長。

○松浦議長

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

この支援センターが開設しましての初年度という形であります。ご質問のとおり私の方も非常に懸念も正直言ってございまして、この事業所が8名というひとつの制約を設けられたというものでございます。当初はこのプランづくりにも事業所の方の力をお借りして、現代的には大体最終的には690名程度のケアプランが必要だと認識しておりますけども、今これが事業所の方でなかなか対応しきれなくなることになりますと、当然行政の方で、この支援センターの方で執行していかななくてはならんということでありまして。このたび、この5名をお願いしておりますけども、この5名が果たして適正かどうかいうのも、

はっきり言って不透明なところもございますが、最終的には690名、徐々に多くなってきております。ただいまの支援センターの方も全国的にもこの制度が変わりまして、先日も報道関係等もありましたけども、ひとりで保健師さんがこのプランを立てて1時間から分単位でのスケジュールだというような形で追われとるように聞いております。その本市にも例外もなく追われてきておる段階であります。行政の方が不安を感じましたら、受益者の方も当然不安を感じられますんで、この5名をなるべくにして早く人員確保いたしまして、まずは当面のケアプランの作成には対処してまいりたいとこのように考えております。

○熊高議員
○松浦議長
○熊高議員

議長。

10番 熊高昌三君。

部長の方もいろいろ課題を持っておられるようですから、介護支援センターのいろいろ準備段階がいろいろ議論をしてきたことでもありますが、やはり一番大事なのは現場の状況を早め早めに把握をできるということが一番大事だと思うんですね。ですから、課長さん後ろおられますが、やはりそういった現場との意志の疎通をしっかりとすることで情報というのは上がってこようと思うんですね。ですから市の方が押しつけという形にならないように、しっかりと現場の声を吸い上げるようなそういった体制が必要かなあという思いがしますんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

報酬の関係ですが、これは私が十分把握していない関係かもわかりませんが、その報酬の基準というのはどういうものによって出たかという確認をしたいんですが、その点質問したいと思ひます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

この報酬費の件につきましては、本市におきます報酬条例に準用いたしまして、ひとり月額17万8千円の額を準用させていただいております。

○松浦議長

よろしいですか。

○熊高議員

はい。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

私の方が十分な把握をしておりませんでした。以前にもちょっと議論はしたかと思うんですが、同僚議員も含めて議論をしたかと思うんですが、ケアマネージャーの業務に対する費用の加重と言うんですかね、そういったものが適正かどうかというのがありますので、条例で今やっておるわけですから、そこらも現場の実態を十分把握をして、今後のケアマネージャーの費用対効果というんですかね、十分なことができるようなことも含めて、そういった視点で今後見ていただく必要があるという気がしますんで、今後のいろいろ流れの中で課題も見えてくるというふうに思うんで、そこらをどんなふうに見ていかれるの

かというのもお聞きしたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

このセンターにつきましてのケアマネージャーと、通称そういう形になりますけども、ある程度誰もがなれるわけでもありませんし、資格も必要だということだろうと思います。このプランづくりのことがそういったことでの特別的な報酬が設けるということがあれば、それが適応も必要かと思えますけども、現在のところは通常の非常勤報酬の報酬を準用させていただいております。こうして先ほど申し上げます5名の募集をしておりますが、なかなか全市とも県内もケアプランの作成者が不足しております、そういった点ではある程度の特別的なことも必要なんかなという気もしますけども、それぞれの今からの課題であると私もとらえております。

○松 浦 議 長

答弁を終わります。

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより議案第100号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案101号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○松 浦 議 長

日程第17、議案第101号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議案第101号、議案名が平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入財源を組み合わせるものでございます。歳入につきましては、繰入金2,290万円を追加し、市債2,290万円を減額するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、1億3,48

0万円と定めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

それでは議案第101号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の要点についてご説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。先ほど市長の提案理由にございましたように、歳入予算等の組み替えということでございます。一般会計の繰入金を2,290万円増額をさせていただきます、7款の市債で公共下水道事業債につきまして、2,290万減額をさせていただきますということでございます。説明欄にございますように公共下水道事業債2,920万、また資本の減額、資本費平準化債、下水道事業費の特別分ということで630万増額ということでございます。

歳出でございますが、7ページをお願いいたします。7ページは市長申し上げました財源の組み替えということでございます。2施設費の建設費と3公債費の元金でございます。

前に戻っていただきまして3ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございますが、起債の変更に伴いまして1億5,770万円の補正前の額から2,290万円減額いたしまして、補正後の額を1億3,480万円とさせていただきますとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第101号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長

起立多数であります。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第102号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長

日程第18、議案第102号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第102号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入財源を組み合わせるものでございます。歳入につきましては、繰入金1億620万円を追加し、市債1億620万円を減額するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、2億1,130万円と定めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議案第102号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の要点についてご説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが6ページをお願いいたします。6ページの4款繰入金でございますが、先ほどの公共下水道事業の特別会計と同様に一般会計過疎債分等の充当ということでございまして、1億620万円の繰入金を計上させていただいております。また、7款市債では下水道債の1億650万の減額、また資本費平準化債として30万の増額をさせていただいております。

次に歳出7ページでございますが、八千代処理区・甲田処理区におきます財源の組替ということで施設建設費でございますが、組替をさせていただいております。また3款公債費の元金も財源組替をさせていただいております。

もとに戻っていただきまして3ページでございますが、第2表地方債の補正、補正前の額が3億1,750万円でございますが、それから1億620万円を減額し、補正前の額の補正を記載し限度額を2億1,130万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

- 松 浦 議 長 これをもちつて要点の説明を終わります。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。
 〔異議なし〕
- 松 浦 議 長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。
 〔質疑なし〕
- 松 浦 議 長 質疑なしと認めます。
これをもちつて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
 〔討論なし〕
- 松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもちつて討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより議案第102号を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
 〔起立多数〕
- 松 浦 議 長 起立多数であります。
よつて本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第103号 平成18年度安芸高田市農業集  
落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 松 浦 議 長           日程第19、議案第103号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長           議長。
- 松 浦 議 長           はい。
- 児 玉 市 長           議案第103号、議案名が平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,998万5千円を減額し、予算の総額を6億5,079万4千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金4,226万円を追加し、県支出金4,904万5千円、市債3,320万円を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費1,388万円を追加し、施設費5,386万5千円を減額するものでございます。  
また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、1億3,480万円と定めるものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議長。

○松 浦 議 長

はい。

○金岡建設部長

議案第103号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の要点の説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、8ページをお願いいたします。3款、県支出金でございますが、農業集落排水事業県補助金といたしまして、これは入江地区の農業集落排水事業、本年度が最後でございますが、この事業精算に伴いまして4,904万2千円の減額をさせていただくものでございます。それから5款一般会計繰入金、過疎債充当ということもございまして、4,226万円の増額をお願いするものでございます。8款市債、下水道債、一般会計からの繰入と過疎債の関係で減額の3,320万でございます。

次に歳出でございますが、9ページをお願いいたします。1款総務費の一般管理費でございますが、23の償還金利子及び割引料でございますが、38万円でございますが、これにつきましては平成18年度完了ということで、向原地区の農業集落排水施設でございます浄化センターの整備を行いました。その時点で施設等のまだ耐用年数の関係で国の方へこの処分等を協議を行っております。その際、すぐ隣接しております特別環境保全公共下水道の浄化センターへの進入路が一部重複しているというところについて、国の方からもっばら進入路として使用しているというご指摘がございました。県といろいろ協議をさせていただいたわけでございますが、必要最小限の面積が38平方メートルでございますが、その部分について国の方へ一部その補助金の返還を求められたものをここへ計上させていただいております。

それから積立金といたしましては、交付金、補助金等の改善によりまして、減債基金積立金として1,350万円を計上させていただいております。それから2款施設費の施設建設費でございますが、これも先ほど歳入で申しましたように入江地区の最終精算見込ということで工事費で4,886万5千円、その主なものは、いわゆる当地区には農業用水管パイプラインがあったわけですが、それらの埋設していないところへ下水管のルート変更等が可能になりましたので、それにつきまして変更、あるいは18年度で予定しておりましたこれにつきまして17年度の入札残等で対応できたものなど、それらに合わせまして事業費の減額となったものでございます。22の補償補填及び賠償金でございます500万円は先ほど申しました農業用水管の施設のための変更ということでございます。それから3款公債費は元金といたしまして財源の組み替えをさせていただいております。

それから4ページにお戻りいただきたいと思います。第2表地方債補正の関係でございますが、起債の変更に伴いまして補正前1億6,800万円から3,320万円減額の補正後の額が1億3,480万円ということで変更をお願いするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第103号を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第104号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

○松浦議長 日程第20、議案第104号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議長。

○松浦議長 はい。

○児玉市長 議案第104号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万3千円を追加し、予算の総額を2億7,269万3千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金4,711万3千円を追加

し、市債4,600万円を減額するものでございます。歳出につきましては、施設費111万3千円を追加するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、3,540万円と定めるものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議案第104号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)の要点についてご説明させていただきます。

まず歳入でございますが、8ページをお願いいたします。6款の繰入金、一般会計からの繰入金ですが、これも過疎債等の充当ということで一般会計から4,711万3千円を計上させていただいております。9款市債でございますが、浄化槽整備事業債といたしまして、減額4,600万円を計上させていただいております。

次に9ページ歳出でございますが、施設管理費で需用費111万3千円、これは浄化槽市設置型、個人設置型ということでございますが、市設置型の方これの仕切り板等の修繕ということで20万円2基でございます。また個人設置型というもの、これはブロー、あるいは仕切盤設置で合わせて10基程度修繕がいるということで91万3千円計上させていただいております。2款施設費の施設建設費につきましては、財源の組替をさせていただいております。

それから4ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表地方債補正でございますが、浄化槽事業で補正前8,140万円から4,600万円減額の補正後の額を3,540万円とさせていただきたいとするところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

よってこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより議案第104号を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第105号 平成18年度安芸高田市簡易  
水道事業特別会計補正予算（第2号）

○松 浦 議 長 日程第21、議案第105号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第105号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,551万円を追加し、予算の総額を11億4,056万2千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金が1,020万円、県支出金42万5千円、繰入金1億7,741万9千円、諸収入154万6千円をそれぞれ追加し、市債1億4,390万円を減額するものでございます。歳出につきましては、施設費4,511万円を追加するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、2億290万円と定めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 議案第105号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の要点についてご説明させていただきます。

まず歳入でございますが8ページをお願いいたします。3款国庫支出金の1目簡易水道事業国庫補助金でございますが、事業の追加に伴いまして1,020万円の補助金を計上させていただいております。4款県支出金でございますが、同様に事業の追加で42万5千円の追加をさせていただいております。それから繰入金、他会計繰入金でございますが、主には過疎債分を充当ということで一般分あるいは辺地債分の調整がございまして、1億7,741万9千円を繰入金とさせていただいております。

9の8款諸収入でございますが、雑入といたしましては消費税の還



付金、これは精算見込額で減額の271万8千円、その他の雑入でございますが、これは高宮原田簡水で落雷がございまして、その保険料、流量計あるいは警報機器等の修繕等に係わるものでございます。

次に9款市債でございますが、1目簡易水道事業債といたしまして、減額の1億4,390万円を計上させていただいております。

次に10ページをお願いします。歳出でございますが2款施設費の1目施設管理費でございますが、これは需用費128万3千円、説明欄に書いておりますが吉田給水区の方で修繕料20万円、また高宮給水区では先ほど申し上げました、施設の修繕ということで426万4千円、また向原給水区では同様に208万円を計上させていただいておりますが、主に工事請負費400万1千円でございますが、先ほど申し上げました高宮の警報装置あるいは上水道流量計、向原給水区におきます戸島地区の膜の取り替え工事などが主なものでございます。

2款施設費の施設建設費でございますが、吉田給水区につきましては、財源の組み替えで、八千代につきましては特に今回国庫補助事業の追加がございますが、老朽管等の更新ということで、3,705万6千円を計上させていただいております。それらに伴います業務委託料1,776万7千円、また14の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては甲田の給水区におきまして、高地長屋の配水用池を購入予定しておりましたが、登記等が非常に地籍調査未整備地区ということで、借り入れをさせていただくということで、面積といたしましては、300平方メートル、平方メートルあたり500円ということで計上をさせていただいております。それから工事請負費につきましては、先ほど申し上げました主には八千代給水区の管路工事でございます。それから17の公有財産購入費でございますが、これは八千代の上水用池の精算に伴いまして178万円の減額、また甲田の給水区の関係で配水用池、これは先ほど申し上げましたように賃借ということに変えましたんでそれが15万円の減額、また補償補填につきましては、それぞれの精算に伴いまして58万3千円を減額をさせていただいております。

次にもとに戻っていただきまして、4ページ第2表地方債補正でございますが、当初補正前の額が3億4,680万円に対しまして補正後の額を2億290万に変更させていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第105号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第106号 安芸高田市養護老人ホーム条例
の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第22、議案第106号、安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第106号、安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成18年4月の老人福祉法の改正に伴いまして、養護老人ホーム高美園の形態変更を行うものでございます。法の改正は、養護老人ホームの措置基準から、「身体上若しくは精神上の理由」を削除する一方、入所者が要介護の状態になった場合に、介護保険サービスの利用を可能にしました。したがって、従来の養護老人ホームではなく、「ケアハウス」あるいは「外部の介護サービス利用型特定施設」若しくは「2つの併用施設」への転換を選択する必要がある、6ヵ月の経過措置期間中、運営主体と市で十分協議し、「外部の介護サービス利用型特定施設」を選択することといたしました。伴い、養護老人ホーム高美園において、介護保険制度の「特定施設入居者生活介護サービス」等が実施できるよう、また、介護保険サービス利用料金を収受できるよう条例を改正するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
本件は、所管の文教厚生常任委員会に付託をいたします。
ここで請願について報告いたします。
本日までに受理した請願は1件ですが、お手元に配布しております、
請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたしましたので、
報告をいたします。

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
明日は休会といたし、次回は19日午前10時に再開いたします。  
ご苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後4時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員